

精神科医療関連制度・法律

障害者総合支援法

第 2 章 「訓練系・就労系サービス」 （日中活動の場）

自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具のシステムで構築されています。利用者は、一人一人の支援計画に基づき「日中の活動の場」を一つないし複数組み合わせ合わせて選択し、要望に応じ「住まいの場」と併せサービスを受ける事になります。

第 2 章では、精神障害者が係わる「訓練系・就労系サービス」（日中活動の場）である自立訓練（生活訓練）事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業、就労定着支援事業について紹介します。

1. 自立訓練（生活訓練）事業

利用者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な知的・精神障害者 ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者 ②特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等							
サービス内容	①入浴、排せつ及び食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、日常生活上の相談及び助言その他の必要な支援を実施 ②通所訓練を原則として、個別支援計画の進捗状況に応じ訪問訓練を組み合わせる事が可能 ③日中の一般就労又は自立訓練（生活訓練）等の障害福祉サービス利用者に宿泊訓練を同時に実施可 ④標準利用期間は 2 年間（長期入院者等の場合は 3 年間）							
職員配置基準	○サービス管理責任者：1人以上常勤、利用者数60人超え40人増すごとに1人増 ①通所訓練型、訪問訓練型：生活支援員は利用者数の6：1以上 ②宿泊訓練型：生活支援員は利用者数の10：1以上、地域移行支援員は事業所ごとに1人以上 ①又は②の生活支援員のうち1人以上は常勤、利用者数は前年度の平均値（新規指定の場合は推定数）							
設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備（宿泊訓練型では、居室、浴室も必要）							
基本報酬	生活訓練サービス費	(I)	通所訓練型	利用定員				
				20人以下	21人以上40人以下	41人以上60人以下	61人以上80人以下	81人以上
				747単位	667単位	634単位	609単位	572単位
		(II)	訪問訓練型	所要時間 1時間未満	所要時間 1時間以上	視覚障害者に対する専門的訓練		
				249単位	571単位	734単位		
		(III)	宿泊訓練型	利用期間 2年以内		利用期間 2年超		
				270単位		163単位		
(IV)	宿泊訓練型	利用期間 3年以内		利用期間 3年超				
		270単位		163単位				
共生型生活訓練サービス費		664単位						
基準該当生活訓練サービス費		664単位						

(1) 利用者

自立訓練事業は機能訓練と生活訓練に分類され、機能訓練は身体障害者が、生活訓練は精神障害者や知的障害者が対象となります。生活訓練の利用者は、病院を退院又は入所施設を退所した後、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの一定の支援が必要な人になります。

(2) サービス内容

提供されるサービスは、入浴、排せつ及び食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練や、日常生活上の相談及び助言その他の必要な支援です。提供方法は、通所による訓練（生活訓練サービス費Ⅰ）を原則としていますが、個別支援計画の進捗状況に応じ訪問による訓練（生活訓練サービス費Ⅱ）を組み合わせることができます。また、日中の一般就労又は生活訓練等の障害福祉サービス利用者に宿泊訓練（生活訓練サービス費Ⅲ・Ⅳ）を行なうこともできます。

生活訓練サービス費は通所・訪問・宿泊訓練型、それぞれ提供方法により定められています。訪問訓練型はサービス提供時間（1時間）で、宿泊訓練型は利用期間（2年間、長期の支援が必要な者は3年間）で区分されており、通所訓練型は20人を超えると81人に至るまで20人を増すごとに生活訓練サービス費は減額されます。

(3) 職員配置基準と設備基準

1) サービス管理責任者

1人以上は常勤で、利用者数（前年度の平均値、新規の場合は推定数）が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人加えた人数以上を配置することが必要です。

2) 生活支援員

1人以上常勤で、常勤換算方法により通所訓練型及び訪問訓練型サービスの利用者数を6で除した数と宿泊訓練型サービスの利用者数を10で除した数の合計数以上を配置することが必要です。

3) 地域移行支援員

宿泊訓練型の生活訓練サービスを行う場合は、生活訓練事業所ごとに1人以上を配置することが必要です。

4) 設備基準

訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備が必要であり、宿泊型訓練を行う場合は、さらに居室（居室の定員は1人、一つの居室の面積は収納設備等を除き7.43平方メートル以上）、浴室も必要となります。ただし、宿泊型訓練のみを行う事業所は、訓練・作業室を設けないことができます。

(4) 生活訓練サービス費(Ⅰ)：通所訓練型

利用者を通所させて生活訓練を提供した場合は、生活訓練サービス費(Ⅰ)を算定することになります。通所訓練型の基本報酬は、利用定員に応じ、定員20人以下は1日747単位を、定員21人以上定員40人以下は1日664単位を、定員41人以上60人以下は1日634単位を、定員61人以上80人以下は1日609単位を、定員81人以上は1日572単位を、算定することができます。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設の場合は、所定単位数の96.5%を算定します。

(5) 生活訓練サービス費(Ⅱ)：訪問訓練型

平成 30 年度改定では機能訓練・生活訓練ともに障害の区別なく利用可能とするとともに、視覚障害者に対する歩行訓練等を生活訓練としても実施出来るよう見直され、視覚障害者に対する専門的な訓練を行った場合でも生活訓練サービス費(Ⅱ)【訪問訓練型】の算定が可能となりました。

また、訪問による生活訓練の利用期間の制限が「訪問開始日から起算して 180 日間ごとに 50 回かつ月 14 回」から「訪問開始日から起算して 180 日間ごとに 50 回」に平成 27 年度改定で緩和されましたが、平成 30 年度改定で「訪問を開始した日から起算して 180 日間ごとに 50 回を限度とする」旨の基準は、廃止されました。

訪問訓練型は、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、日中活動サービスの利用日以外の日に利用者の居宅を訪問し生活訓練を提供した場合に、所要時間 1 時間未満の場合は 1 日 249 単位を、所要時間 1 時間以上の場合は 1 日 571 単位を、視覚障害者に対する専門的な訓練を行った場合は 1 日 734 単位を、算定することができます。

居宅を訪問し生活訓練を提供した場合とは、以下の①～⑤が該当します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助② 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助③ 地域生活のルール、マナーに関する相談援助④ 交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助⑤ その他必要な支援 |
|--|

なお、指定共同生活援助事業所等における共同生活住居は「居宅」に該当しませんが、④のうち、共同生活住居外で実施する訓練は指定共同生活援助（グループホーム）等の利用者であっても居宅の対象となります。

(6) 生活訓練サービス費(Ⅲ)・(Ⅳ)：宿泊訓練型

平成 21 年度改定では、昼夜を通じた訓練が行えるよう宿泊訓練型と同一敷地内の日中活動サービス（通所訓練型）を同時に利用することが可能となり、宿泊訓練型の生活訓練サービスは、日中、一般就労又は障害福祉サービス（日中の一定期間の生活訓練等）の利用者が対象となっています。

宿泊訓練型は、利用者の標準利用期間（2 年間、長期の支援が必要な者は 3 年間）で区分されています。

生活訓練サービス費(Ⅲ)は、標準利用期間 2 年間の利用者に対し、宿泊訓練型の生活訓練を行った場合は、利用期間が 2 年以内の場合に 1 日 268 単位を算定することができますが、利用期間が 2 年を超える場合は 1 日 162 単位に減額されます。

また、平成 24 年度改定で新設された生活訓練サービス費(Ⅳ)は、長期の支援が必要な標準利用期間 3 年間の利用者に対し、宿泊訓練型の生活訓練を行った場合は、利用期間が 3 年以内の場合に 1 日 268 単位を算定することができますが、利用期間が 3 年を超える場合は 1 日 162 単位に減額されます。なお、長期支援が必要な利用者とは、長期間精神科病院に入院

していた者や長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者、2 年間の利用期間では十分な成果が得られない者等が該当します。

(7) 共生型生活訓練サービス費(平成 30 年度改定で新設)

共生型生活訓練サービス費は、「50 歳未満の者であって、区分 2 以下のもの」又は「50 歳以上の者であって、区分 1 以下のもの」に該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である 共生型生活訓練事業所に通所させて、生活訓練を提供した場合に 1 日 664 単位を算定することができます。ただし、地方公共団体が設置する共生型生活訓練事業所の場合は所定単位数の 96.5%を、利用者の数が利用定員を超える場合は所定単位数の 70%を、算定することになり、身体拘束等に係る記録をしていない場合は 1 日 5 単位減算されます。また、共生型生活訓練事業所にサービス管理責任者を 1 名以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合は、「サービス管理責任者配置等加算」として 1 日 58 単位を加算することができます。なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つよう努めることとなります。

(8) 基準該当生活訓練サービス費

基準該当生活訓練サービス費は、50 歳未満で区分 2 以下の利用者又は 50 歳以上で区分 1 以下の利用者を介護保険制度による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である 基準該当生活訓練事業所に通所させて生活訓練を提供した場合は、1 日 664 単位を算定することができます。

(9) 生活訓練サービス費の減算項目

生活訓練サービス費	(I)・(III)・(IV)	①又は②又は③	
		①定員超過利用減算	所定単位数×70%
(I)・(II)・(III)・(IV)	②サービス提供職員欠如減算	所定単位数×70% ^{※1} (50%) ^{※2}	
	③サービス管理責任者欠如減算	所定単位数×70% ^{※3} (50%) ^{※4}	
	個別支援計画(生活訓練計画)未作成減算	所定単位数×70% ^{※1} (50%) ^{※2}	
(I)・(II)	身体拘束廃止未実施減算	利用者全員について 1 日 5 単位減算	
	標準利用期間超過減算	所定単位数×95%	

※1 減算が適用される月から 2 月目まで

※2 減算が適用される 3 月目以降

※3 減算が適用される月から 4 月目まで

※4 減算が適用される 5 月目以降

平成 30 年度改定では、障害福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置、個別支援計画の作成や身体拘束等が適切に行われていない場合の減算が見直されました。

1) 定員超過利用減算（通所訓練型・宿泊訓練型が対象）

通所訓練型である生活訓練サービス費（Ⅰ）では、以下の（ア）又は（イ）に該当する場合に、基本単位数の 70%を算定します。

- | |
|---|
| (ア) 1日の利用者数が、利用定員 50 人以下の場合は利用定員の 150%を、定員が 51 人以上の場合は利用定員から 50 を差し引いた数の 125%に 75 を加えた数を、それぞれ超えている場合
(イ) 直近の過去 3 月間の利用者の延べ人数が、利用定員が 11 人以下の場合は利用定員に 3 を加えた数に開所日数を乗じた数を超えている場合、利用定員が 12 人以上の場合は利用定員に開所日数を乗じた数の 125%を超えている場合 |
|---|

また、宿泊訓練型である生活訓練サービス費（Ⅲ）・（Ⅳ）では、以下の（ウ）又は（エ）に該当する場合に、基本単位数の 70%を算定します。

- | |
|---|
| (ウ) 1日の利用者数が、利用定員 50 人以下の場合は利用定員の 110%を、定員が 51 人以上の場合は利用定員から 50 を差し引いた数の 105%に 55 を加えた数を、それぞれ超えている場合
(エ) 直近の過去 3 月間の利用者の延べ人数が、利用定員に開所日数を乗じた数の 105%を超えている場合 |
|---|

2) サービス提供職員欠如減算（通所訓練型・宿泊訓練型が対象）

生活訓練サービス費（Ⅰ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）では、生活支援員及び地域移行支援員の数が人員基準の 1 割を超えて欠如している場合には翌月から、1 割の範囲以内で欠如した場合には翌々月から、人員基準欠如が解消された月まで減算されます。そのため、減算が適用される月から 2 月目までは所定単位数の 70%を、減算が適用される月から 3 月以降は所定単位数の 50%を、算定します。

3) サービス管理責任者欠如減算（通所訓練型・宿泊訓練型が対象）

生活訓練サービス費（Ⅰ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）では、サービス管理責任者の数が人員基準を満たしていない場合には翌々月から人員基準欠如が解消された月まで減算されます。そのため、減算が適用される月から 4 月目までは基本単位数の 70%を、減算が適用される 5 月目以降は基本単位数の 50%を、算定します。

4) 個別支援計画（生活訓練計画）未作成減算（通所訓練型・訪問訓練型・宿泊訓練型が対象）

生活訓練サービス費（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）では、計画が未作成で生活訓練サービスが提供されていた場合は、該当月から当該状態が解消された月の前月まで減算されます。そのため、減算が適用される月から 2 月目までは所定単位数の 70%を、減算が適用される月から 3 月以降は所定単位数の 50%を、算定します。

5) 身体拘束廃止未実施減算（通所訓練型・訪問訓練型・宿泊訓練型が対象）

平成 30 年度改定では、身体拘束等の適正化を図るため、生活訓練サービス費（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）において、身体拘束等に係る記録が未作成の場合は、新たに「身体拘束廃止未実施減算」として所定単位数から 1 日 5 単位を減算することになりました。

記録を行っていない事実が生じた場合は、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、所定単位数から減算することとなります。都道府県知事は、当該記録の未作成が継続する場合には、記録の作成を行う

よう指導することになりますが、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しが検討されます。

6) 標準利用期間超過減算（通所訓練型・訪問訓練型が対象）

生活訓練サービス費（Ⅰ）・（Ⅱ）では、平均利用期間が標準利用期間（2年間、長期入院者等は3年間）を6ヶ月以上超える場合は所定単位数の95%を算定します。

7) 複数の減算項目が該当する場合の取り扱い

複数の減算項目が該当する場合は、原則、それぞれの減算割合を所定単位数に乗ずることになりますが、定員超過利用減算と人員欠如減算の双方の事由に該当する場合は、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算することになります。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行います。なお、減算を適用するにあたっては、その事業所の運営状態を踏まえて判断することになります。

(10) 生活訓練サービス費（Ⅰ）～（Ⅳ）共通の加算項目

生活訓練（共通項目）	算定要件等		報酬	
視覚・聴覚言語障害者 体制加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者が利用者数の30%以上で、常勤の視覚障害者等の生活支援に従事する従事者を利用者に対して50:1以上配置		+41単位/日	
初期加算	利用開始日から30日を限度として算定		+30単位/日	
福祉専門職員 配置等加算	Ⅰ	精神保健福祉士等35%以上雇用している事業所	+15単位/日 (宿泊訓練型+10単位/日)	
	Ⅱ	精神保健福祉士等25%以上雇用している事業所	+10単位/日 (宿泊訓練型+7単位/日)	
	Ⅲ	①又は②のいずれかに該当する事業所 ①常勤職員割合75%以上、②勤続年数3年以上の常勤職員30%以上	+6単位/日 (宿泊訓練型+4単位/日)	
医療連携体制 加算	Ⅰ	医療機関から看護職員の訪問を受けて看 護を行なった場合	利用者1人 +500単位/日	
	Ⅱ		利用者2人以上（訪問1回8名限度） +250単位/日	
	Ⅲ	看護職員が介護職員等にたんの吸引等の指導のみを行った場合		+500単位/日
	Ⅳ	研修を受けた介護職員等がたんの吸引等を実施した場合 ※1		+100単位/日
食事提供体制 加算	Ⅰ	収入が一定額以下の利用者に対して、 事業所が食事を提供した場合	短期滞在加算算定者及び宿泊型訓練利用者 +48単位/日	
	Ⅱ		食事提供体制加算Ⅰ算定者以外の利用者 +30単位/日	
看護職員配置 加算	Ⅰ	常勤看護職員を1名以上配置	通所・訪問訓練型生活訓練の場合 +18単位/日	
	Ⅱ		宿泊訓練型生活訓練の場合 +13単位/日	
福祉・介護職員 処遇改善加算	Ⅰ	月額3万7千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、 キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び職場環境等要件を満たしている場合	+所定単位×0.057/月 (指定障害者支援施設は0.069)	
	Ⅱ	月額2万7千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、 キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件を満たしている場合	+所定単位×0.041/月 (指定障害者支援施設は0.050)	
	Ⅲ	月額1万5千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、 キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかに適合し、職場環境等要件を満たしている場合	+所定単位×0.023/月 (指定障害者支援施設は0.028)	
	Ⅳ	Ⅲの算定要件のうち、キャリアパス要件又は職場環境等要件のいずれかを満たしている場合	+上記Ⅲ×0.9/月	
	Ⅴ	Ⅲの算定要件のうち、キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない場合	+上記Ⅲ×0.8/月	
福祉・介護職員 処遇改善特別加算	福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している場合（キャリアパス要件・定量的要件を問わない）		+所定単位×0.008/月	
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	Ⅰ	福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを取得して いる事業所で、福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要 件に関し、複数の取組を行っているとともに、その取組について、ホ ムページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合	福祉専門職員配置等加算 算定事業所 +所定単位×0.039/月 (指定障害者支援施設は0.019)	
	Ⅱ		福祉専門職員配置等加算 未算定事業所 +所定単位×0.034/月 (指定障害者支援施設は0.019)	

1) 視覚・聴覚言語障害者体制加算（平成 27 年度改定で算定対象を拡大）

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者が利用者数の 30%以上で、常勤の視覚障害者等の生活支援に従事する従業者（意思疎通に関し専門性を有する職員）を利用者 50 人に対して 1 人以上配置した場合は、視覚・聴覚言語障害者体制加算として 1 日 41 単位を算定することができます。平成 27 年度改定で、通所訓練型だけでなく、宿泊訓練型も算定対象となりました。

2) 初期加算

利用開始日から 30 日を限度として 1 日 30 単位を加算することができます。

3) 福祉専門職員配置等加算（平成 21 年度改定で新設、平成 27 年度改定で新たな区分を追加）

良質な人材確保とサービスの質の向上を図るため、福祉専門職員配置等加算が平成 21 年度改定で新設されました。平成 27 年度改定では、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）が新たな区分として創設されました。改定前の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の名称は、福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）に変更されましたが、算定要件及び報酬は改定前と同様で、変更されていません。

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）は、常勤の生活支援員等のうち、精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士の資格保有者を 35%以上雇用している事業所では、通所訓練型・訪問訓練型は 1 日 15 単位を、宿泊訓練型は 1 日 10 単位を加算することができます。

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）は、常勤の生活支援員等のうち、精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士の資格保有者を 25%以上雇用している事業所では、通所訓練型・訪問訓練型は 1 日 10 単位を、宿泊訓練型は 1 日 7 単位を加算することができます。

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）は、常勤の生活支援員等のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続年数 3 年以上の常勤職員が 30%以上の事業所では、通所訓練型・訪問訓練型は 1 日 6 単位を、宿泊訓練型は 1 日 4 単位を加算することができます。

4) 医療連携体制加算（平成 21 年度改定で新設、平成 24 年度改定で新たな区分を追加）

医療連携体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）は平成 21 年度改定で新設され、医療機関等の連携により看護職員が事業所を訪問し、利用者 1 人に対して看護を行った場合は医療連携体制加算（Ⅰ）として 1 日 500 単位を、2 人以上 8 人以下の利用者に対して看護を行った場合は医療連携体制加算（Ⅱ）として当該看護を受けた利用者に対して 1 日 250 単位を加算することができます。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者は算定することができません。

医療連携体制加算（Ⅲ）・（Ⅳ）は介護職員等による喀痰吸引等を評価するため、平成 24 年度改定で新設されました。医療機関等の連携により看護職員が事業所を訪問し、看護職員が直接看護の提供をせずに認定特定行為業務従事者（介護職員等）に喀痰吸引等に係る指導のみを行った場合は医療連携体制加算（Ⅲ）として看護職員 1 人当たり 1 日 500 単位を、喀痰吸引が必要な者に対して研修を受けた認定特定行為業務従事者（介護職員等）が看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合は医療連携体制加算（Ⅳ）として利用者 1 人

当たり 1 日 100 単位を加算することができます。ただし、医療連携体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)を算定している場合は、医療連携体制加算(Ⅲ)・(Ⅳ)を算定することはできません。

5) 食事提供体制加算(平成 27 年度改定で見直し)

収入が一定額以下の利用者に対して生活訓練事業所が食事を提供した場合に、短期滞在加算算定者及び宿泊訓練型利用者は食事提供体制加算(Ⅰ)1 日 48 単位を、食事提供体制加算(Ⅰ)算定者以外の利用者は食事提供体制加算(Ⅱ)1 日 30 単位を加算することができます。

平成 27 年度改定では、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当になるよう、平成 27 年 3 月 31 日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられていましたが、食事提供体制加算の取得実態を踏まえ、平成 30 年 3 月 31 日まで延長されました。

平成 30 年度改定では、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討されることとなり、食提供体制加算は継続されました。

6) 看護職員配置加算(平成 24 年度改定で新設)

健康上の管理等の必要な利用者に対応するため、常勤看護職員を 1 名以上配置した場合は、通所・訪問訓練型生活訓練を行った場合に看護職員配置加算(Ⅰ)として 1 日 18 単位を、宿泊訓練型生活訓練を行った場合に看護職員配置加算(Ⅱ)として 1 日 13 単位を加算することができます。

7) 福祉・介護職員処遇改善加算(平成 24 年度改定で新設)

平成 23 年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業の助成金による賃金改善(福祉・介護職員の賃金月額 1.5 万円相当分)を障害福祉サービス報酬で評価するため、平成 24 年度改定で福祉・介護職員処遇改善加算が新設されました。対象となる職種は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員となっています。

平成 27 年度改定では、改定前の福祉・介護職員処遇改善加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価(福祉・介護職員の賃金月額 1.2 万円相当分)を行うため、新たな区分を新設し、処遇改善加算が拡充されました。

平成 29 年度改定では、障害福祉(介護)人材の職場定着の必要性、介護福祉士等に期待される役割の増大、障害福祉サービス(介護サービス)事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、さらに新たな区分(福祉・介護職員 1 人当たり月額平均 1 万円相当増)を新設し、更なる処遇改善加算の拡充が行われました。

算定要件としては、加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件及び職場環境等要件に適合することが必要となります。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は、加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善(月額 3 万 7 千円相当)を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び「職場環境等要件」①を満たしている事業所は、1 月の所定単位(基本報酬・各加算を算定した単

位数の合計) の 5.7% (指定障害者支援施設は 6.9%) を加算することができます。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)は、加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善(月額 2 万 7 千円相当)を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」Ⅰ・Ⅱ及「職場環境等要件」①を満たしている事業所は、1 月の所定単位(基本報酬・各加算を算定した単位数の合計) の 4.1% (指定障害者支援施設は 5.0%) を加算することができます。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は、加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善(月額 1 万 5 千円相当)を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」Ⅰ又はⅡのいずれかに適合し、「職場環境等要件」②を満たしている事業所は、1 月の所定単位(基本報酬・各加算を算定した単位数の合計) の 2.3% (指定障害者支援施設は 2.8%) を加算することができます。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の算定要件のうち「キャリアパス要件」又は「職場環境等要件」②のいずれかを満たしている事業所は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の 90%を加算することができます。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の算定要件のうち「キャリアパス要件」及び「職場環境等要件」②のいずれにも適合しない場合は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の 80%を加算することができます。

なお、加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、一定の経過措置期間を設け、平成 30 年度改定で廃止することとなっています。

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等について	1) 賃金改善に関する計画の策定と計画に基づいた適正な措置 2) 賃金改善計画を基に福祉・介護職員処遇改善計画書の作成・周知・届出 3) 加算の算定額に相当する賃金改善計画の実施 4) 賃金改善に関する実績の報告 5) 算定日が属する月の前 12 月間に労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていないこと 6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること	
キャリアパス要件	Ⅰ	福祉・介護職員の任用の際における職位又は職務内容等に応じた任用等の要件や賃金体系を定め、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知
	Ⅱ	介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての福祉・介護職員に周知
	Ⅲ	経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを構築し、全ての福祉・介護職員に周知 (平成 29 年度改定で新設)
職場環境等要件	①	平成 27 年 4 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善 (賃金改善を除く) の内容を全ての福祉・介護職員に周知
	②	平成 20 年 10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善 (賃金改善を除く) の内容を全ての福祉・介護職員に周知

職場環境等要件の内容	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・ キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る） ・ その他（ ）
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入 ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ・ 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他（ ）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 ・ その他（ ）

8) 福祉・介護職員処遇改善特別加算（平成 24 年度改定で新設）

福祉・介護職員の改善をより一層推し進めるため、福祉・介護人材の処遇改善事業の助成金を受給することが困難であった事業所でも一定の改善（福祉・介護職員の賃金月額 0.5 万円相当分）が図られるよう、平成 24 年度改定で福祉・介護職員処遇改善特別加算が新設されました。本加算の対象者は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種を中心として従業員の処遇改善が図られていれば加算の対象となるため、加算額の一部を事務職や医療職等の福祉・介護職員以外の従業員の賃金改善に充てることが可能です。

福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施している場合は、1 月の所定単位（基本報酬・各加算を算定した単位数の合計）の 0.8%を福祉・介護職員処遇改善特別加算として加算することができますが、指定障害者支援施設では所定単位数の 0.9%を加算することになります。なお、本加算は、福祉・介護職員処遇改善加算と同様に「加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等」が算定要件となっていますが、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)と同様に「キャリアパス要件」又は「職場環境等要件」は算定要件となっておりません。ただし、福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定することができません。

9) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（令和元年度改定で新設）

令和元年度改定では、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、現行の福祉・介護職員処遇改

善加算に加えて、障害福祉人材の更なる処遇改善が行われました。そのため、リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる処遇改善の評価として「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が新設されました。

「配置等要件」、「現行加算要件」、「職場環境等要件」及び「見える化要件」の全ての要件を満たしている事業所は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)として、所定単位数の 3.9%(指定障害者支援施設は 1.9%)を算定することができます。

また、「現行加算要件」、「職場環境等要件」及び「見える化要件」の要件を満たしている事業所は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)として、所定単位数の 3.4%(指定障害者支援施設は 1.9%)を算定することができます。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件	
配置等要件	<u>福祉専門職員配置等加算</u> (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあっては特定事業所加算) を算定していること。
現行加算要件	<u>福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)までのいずれかを算定していること</u> 。 (福祉・介護職員等特定処遇改善加算と同時に福祉・介護職員処遇改善加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含む。)
職場環境等要件	<u>平成 20 年 10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての職員に周知していること</u> 。 この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、【職場環境等要件の内容】(39 ページ参照)について、「 <u>資質の向上</u> 」、「 <u>労働環境・処遇の改善</u> 」及び「 <u>その他</u> 」の区分ごとに 1 つ以上の取組を行うこと。
見える化要件	<u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること</u> 。具体的には、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。 当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。なお、当該要件については令和 2 (2020) 年度より算定要件とすること。

原則、介護と同様の事業所内配分ルールとすることで、介護と一体的に運営している事業所で混乱が生じないように、事業所内の職員分類の考え方は以下の①～③となります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 「<u>経験・技能のある障害福祉人材</u>」(勤続 10 年以上の介護福祉士等) ② 「<u>他の障害福祉人材</u>」(勤続 10 年未満の介護福祉士等及びその他の福祉・介護職員) ③ 「<u>その他の職種に従事する職員</u>」(①②以外の職員) |
|--|

「勤続 10 年の考え方」については、勤続年数を計算するにあたり、同一法人のみだけでなく、他法人や医療機関等での経験等も通算することができます。また、すでに事業所内で設けられている能力評価や等級システムを活用する等、10 年以上の勤続年数を有しない者であっても業務や技能等を勘案して対象とするなど、各事業所の裁量により柔軟に設定することができます。ただし、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおける「障害福祉サービス等の特性として、研修等で専門的な技能を身につけた福祉・介護職員やその他の職種に従事する職員においても専門的な技能で障害福祉サービス等の質の向上に寄与している職員がいることについて配慮が必要」という旨の意見を踏まえて、以下のイ)～ハ)の特例が設けられています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> イ) 研修等で専門的な技能を身につけた勤続 10 年以上の②の職員について、事業所の裁量で①に含めることが可能 ロ) 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に寄与している③の職員について、事業所の裁量で②に含めることが可能 ハ) ③の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準(年収 440 万円)以上の者は対象外 |
|--|

なお、どのような職員の職員区分を変更するのかを報告することが必要となります。

具体的な配分方法は、①「経験・技能のある障害福祉人材」については、月額 8 万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金水準(年収 440 万円)以上となる者を設定・確保し、リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を実現することが求められています。また、①「経験・技能のある障害福祉人材」は、平均の処遇改善額が②「他の障害福祉人材」の 2 倍以上とすることが必要であり、小規模な事業所で開設したばかりである等で、設定することが困難な場合は、合理的な説明が求められます。③「その他の職種に従事する職員」(改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準(年収 440 万円)を超えない場合に限る)は、平均の処遇改善額が②「他の障害福祉人材」の 2 分の 1 を上回らないことになります。

(1 1) 通所・訪問訓練型である生活訓練サービス費(I)・(II)の加算項目

生活訓練 (通所・訪問訓練型)		算定要件等		報酬	
送迎加算	I	①1回の送迎に平均10人以上利用し、かつ、②週3回以上の送迎実施の要件を満たす場合	同一敷地内の場合 + 所定単位数×70%	+21単位/片道	
	II	①又は②のどちらかを満たす場合		+10単位/片道	
欠席時対応加算		利用予定日に急病等で利用中止時に、連絡調整と状況を記録し、相談援助等を行った場合		+94単位/日 (月4回)	
短期滞在加算	I	生活訓練の利用者で、心身の状況の悪化など、緊急の必要性が認められる者に宿泊の提供を行うとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力向上のための支援等を行った場合	夜間の勤務体制	生活支援員を1人以上配置	+180単位/日
	II			宿直勤務を行う職員1人以上配置	+115単位/日
精神障害者 退院支援施設加算	I	精神病床に概ね1年以上入院していた精神障害者に対して居住の場を提供した場合	夜勤体制を確保している場合		+180単位/日
	II			宿直体制を確保している場合	+115単位/日
利用者負担上限額管理加算		利用者負担額合計額の管理を行った場合		+150単位/月1回	
障害福祉サービスの 体験利用支援加算	I	生活訓練の利用者が障害福祉サービスの体験利用を行った場合	地域生活支援拠点等の場合 +50単位	初日から5日目まで	+500単位/日
	II			6日目から15日目まで	+250単位/日
個別計画訓練支援加算		利用者の障害特性や生活環境等に応じて社会福祉士や精神保健福祉士等が作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生活能力の維持・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施		+19単位/日	
社会生活支援特別加算		精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援		+480単位/日	
就労移行 支援体制加算	イ	就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活訓練事業所等において、生活訓練等を行った場合に、1日につき生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算	定員20人以下	+54単位/日	
	ロ		定員21人以上40人以下	+24単位/日	
	ハ		定員41人以上60人以下	+13単位/日	
	ニ		定員61人以上80人以下	+9単位/日	
	ホ		定員81人以上	+7単位/日	

1) 送迎加算（平成 24 年度改定で新設）

送迎加算（Ⅰ）は、①1 回の送迎に平均 10 人以上（利用定員が 20 人未満の事業所は 1 回の送迎に平均的に定員の 50%以上）の利用者が利用し、かつ、②週 3 回以上の送迎を実施している場合に、片道につき 21 単位を加算することができます。送迎加算（Ⅱ）は、①1 回の送迎に平均 10 人以上（利用定員が 20 人未満の事業所は 1 回の送迎に平均的に定員の 50%以上）の利用者が利用している、又は、②週 3 回以上の送迎を実施している場合に、片道につき 10 単位を加算することができます。

送迎加算は、障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業（通所サービス等利用促進事業）により、通所サービス及び短期入所の送迎の実施の助成を行ってきましたが、利用者が引き続きサービスを利用しやすくするため、平成 24 年度改定で新設されました。

平成 27 年度改定では、都道府県の独自基準による取扱いを廃止するとともに、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した加算区分「送迎加算（Ⅱ）」が新設され、従前の送迎加算は送迎加算（Ⅰ）となりましたが、宿泊型自立訓練に係る送迎加算については、算定実績を踏まえ、廃止されました。また、原則として事業所と居宅間の送迎のみとされている取扱いについては、送迎加算を算定する全てのサービスにおいて、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算の対象となりました。

平成 30 年度改定では、通所系サービスの送迎加算は、自動車維持費等が減少していることから一定の適正化が図られ、同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、所定単位数の 70%を算定することになりました。

2) 欠席時対応加算

欠席時対応加算は利用者が利用予定日に急病等で欠席した時に、連絡調整と状況を記録し、相談援助等を行った場合は、1 回 94 単位を月 4 回まで加算することができます。

3) 短期滞在加算

生活訓練の利用者で、心身の状況の悪化など、緊急の必要性が認められる者に宿泊の提供を行うとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力向上のための支援等を行った場合に、夜勤体制を確保している場合は短期滞在加算（Ⅰ）として 1 日 180 単位を、宿直体制を確保している場合は短期滞在加算（Ⅱ）として 1 日 115 単位を算定することができます。短期滞在加算の施設基準は、以下の通りです。

施設 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・居室の定員は 4 人以下 ・居室の他、浴室、洗面設備、便所、その他のサービスの提供に必要な設備を有していること ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること 	
	短期滞在加算(Ⅰ)	夜間の時間帯を通じて生活支援員を 1 人以上配置
	短期滞在加算(Ⅱ)	夜間の時間帯を通じて宿勤務を行う職員を 1 人以上配置

4) 精神障害者退院支援施設加算

精神障害者の場合は、精神科病院の精神病床を転換した事業所において、精神病床に概ね 1 年程度入院していた精神疾患を有する患者等に対して、生活訓練の利用とともに夜間居住の場も提供した場合に、夜勤体制を確保している場合は精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）として 1 日 180 単位を、宿直体制を確保している場合は精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）

として 1 日 115 単位を算定することができます。精神障害者退院支援施設加算の施設基準は、以下の通りです。

施設基準	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員は、病床転換型は 20 人以上 60 人以下、病床転換型以外は 20 人以上 30 人以下 ・居室の定員は、病床転換型は 4 人以下、病床転換型以外は原則個室 ・利用者 1 人当たりの居室の床面積は、病床転換型は 6 平方メートル以上、病床転換型以外は 8 平方メートル以上 ・居室の他、浴室、洗面設備、便所、その他のサービスの提供に必要な設備を有していること ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること 	
	精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	夜間の時間帯を通じて生活支援員を 1 人以上配置
	精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	夜間の時間帯を通じて宿勤務を行う職員を 1 人以上配置

5) 利用者負担上限額管理加算

事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合は、利用者負担上限額管理加算として月 1 回 150 単位を算定することができます。

6) 障害福祉サービスの体験利用支援加算（平成 24 年度改定で新設）

生活訓練の利用者が地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験利用を行った場合は、15 日以内に限り 1 日 300 単位を算定することができました。ところが、体験を行うタイミング、体験後の地域移行の可否の見極めが短期間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、平成 30 年度改定では、体験利用支援の初期段階（5 日以内）における評価が引き上げられ、6 日以上 15 日以内における評価が引き下げられました。

そのため、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間は、障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)として 1 日 500 単位を、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間は、障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)として 1 日 250 単位を、算定することになりました。なお、地域生活支援拠点等の場合は、更に 1 日 50 単位を所定単位数に加算することになりました。

算定要件としては、生活訓練事業所の従事者が、体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援や体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行うとともに、利用者の状況や支援内容等を記録しておくことが必要です。

体験利用日に算定することが原則となりますが、体験利用に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整等の支援を体験利用日以前に行った場合は利用者が実際に体験利用した初日に算定することが可能です。

7) 個別計画訓練支援加算（平成 30 年度改定で新設）

平成 30 年度改定では、利用者の障害特性や生活環境等に応じて精神保健福祉士や公認心理師等が作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生活能力の維持・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施すること等を評価した「個別計画訓練支援加算」が新設されました。

以下の①から⑤までの基準を満たし、都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等が個別訓練実施計画を作成している利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1 日 19 単位を加算することができます。

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第 1 における調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。
- ② 利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、指定自立訓練（生活訓練）等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。
- ③ 利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- ④ 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること。
- ⑤ ④に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

8) 社会生活支援特別加算（平成 30 年度改定で新設）

① 社会生活支援特別加算の概要と算定方法

平成 30 年度改定では、医療観察法対象者等（医療観察法対象者や刑務所出所者等）の社会復帰を促すために、訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）事業所について、精神保健福祉士又は公認心理師等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士又は公認心理師等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価した「社会生活支援特別加算」が新設されました。

厚生労働大臣が定める施設基準に適合し都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、厚生労働大臣が定める者（対象者）に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して 3 年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1 日 480 単位を加算することができます。

② 対象者（厚生労働大臣が定める者）

対象者とは、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから 3 年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3 年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）事業所等を利用することになった者となります。

③ 厚生労働大臣が定める施設基準

厚生労働大臣が定める施設基準は、以下の(1)から(4)となります。

- (1) 指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員に加え、対象者（厚生労働大臣が定める者）に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。
- (2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を指定自立訓練（機能訓練）事業所に配置すること又は指定医療機関その他の関係機関から当該資格を有する者を当該指定自立訓練（機能訓練）事業所に訪問させることにより、喀痰吸引等が必要な者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。
- (3) 指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。
- (4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること

従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとなります。

④支援内容

加算の対象となる事業所における支援内容は、以下の通りとなります。

- ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（機能訓練）計画等の作成
- イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等
- ウ 日常生活や人間関係に関する助言
- エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- オ 日中活動の場における緊急時の対応
- カ その他必要な支援

9) 就労移行支援体制加算（平成 30 年度改定で新設）

平成 30 年度改定では、生活訓練等の利用を経て一般就労した障害者に対しても就職後 6 月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6 月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価した「就労移行支援体制加算」が新設されました。

就労定着者が前年度において 1 人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活訓練事業所等において、生活訓練等を行った場合に、1 日につき生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算することになりました。そのため、利用定員が 20 人以下の場合は 1 日 54 単位を、利用定員が 21 人以上 40 人以下の場合は 1 日 24 単位を、利用定員が 41 人以上 60 人以下の場合は 1 日 13 単位を、利用定員が 61 人以上 80 人以下の場合は 1 日 9 単位を、利用定員が 81 人以上の場合は 1 日 7 単位を、算定することができます

「就労定着者」とは、生活介護を経て企業等（就労継続支援 A 型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が「6 月に達した者」となります。なお、「6 月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が 6 月に達した者となります。例えば、平成 29 年 10 月 1 日に就職した者は、平成 30 年 3 月 31 日に 6 月に達した者となります。

(12) 宿泊訓練型である生活訓練サービス費(Ⅲ)・(Ⅳ)の加算項目

生活訓練(宿泊訓練型)	算定要件等		報酬
地域移行支援体制強化加算	地域移行支援員を利用者数の15:1以上配置(1人以上常勤)		+55単位/日
日中支援加算	心身の状況等で日中活動サービス等を利用できない時に、昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合(3日目以降算定)		+270単位/日
通勤者生活支援加算	一般の事業所で就労する利用者が50%以上の宿泊型自立訓練事業所で、日中に職場での対人関係の調整や相談・助言・金銭管理の指導等日常生活上の支援を行っている場合		+18単位/日
入院時支援特別加算	I	入院期間3日以上7日未満	+561単位/月1回
	II	入院期間7日以上	+1,122単位/月1回
長期入院時支援特別加算 ※1	1月の入院が2日を超える場合、当該日数を越える期間に加算、入院初日から起算して3月上限		+76単位/日
帰宅時支援加算	I	外泊期間3日以上7日未満	+187単位/月1回
	II	外泊期間7日以上	+374単位/月1回
長期帰宅時支援加算 ※2	1月の外泊が2日を超える場合、当該日数を越える期間に加算、外泊初日から起算して3月上限		+25単位/日
地域移行加算	退所する利用者に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合	1月超見込利用者、入所中2回、退所後1回	+500単位/1回
地域生活移行個別支援特別加算	心神喪失者等医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等の地域生活への移行に、関係者による調整会議の開催や特別な個別支援計画の作成、アセスメント等の支援を一定期間行った場合(精神保健福祉士等を1名以上配置、年1回の研修、指定医療機関等との協力体制)		+670単位/日
精神障害者地域移行特別加算	精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施		+300単位/日
強度行動障害地域移行特別加算	障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援者養成研修了者等が実施		+300単位/日

※1 入院時支援特別加算の算定月は算定不可 ※2 帰宅時支援加算の算定月は算定不可

1) 地域移行支援体制強化加算(平成21年度改定で新設)

利用者の地域移行を推進するため、地域移行支援員を前年度の利用者数の平均値を15で除して得た数以上配置(1人以上常勤)している場合は、地域移行支援体制強化加算として1日55単位を加算することができます。地域移行支援員は以下のア~オの支援を行うことが必要です。

- ア 利用者が地域生活への移行後に入居する住まいや利用可能な福祉サービス等に関する情報提供
- イ 共同生活介護等の体験的利用を行うための連絡調整
- ウ 地域生活への移行後の障害福祉サービス利用等のための指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所との連絡調整
- エ 地域生活への移行の際の公的手続き等への同行等の支援
- オ その他の利用者の地域生活への移行のための必要な支援

2) 日中支援加算(平成21年度改定で新設)

平成27年度改定では、障害者の重度化・高齢化を踏まえ、心身の状況等によりやむを得ず予定していた日中活動を休んで日中を宿泊型自立訓練事業所で過ごす利用者に対する支援の評価である日中支援加算の算定対象となる日中活動が拡大されました。そのため、日中支援加算の対象となっていた日中活動(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター)に加え、新たに介護保険サービスの(介護予防)通所介

護、（介護予防）通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアが算定対象に追加されました。

生活介護等利用者が心身の状況等により当該サービスを利用できない期間（就労することができない期間）が2日を超える場合に、昼間の時間帯に必要な支援を行った時は、日中支援加算として1日270単位を3日目以降について加算することができます。

3）通勤者生活支援加算（平成21年度改定で新設）

一般の事業所で就労する利用者が50%以上の宿泊型自立訓練事業所で、主として日中に職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理の指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、通勤者生活支援加算として1日18単位を加算することができます。

平成24年度改定では、一般の事業所に雇用されている利用者に対する支援をより拡充するため、通勤者生活支援加算の算定要件である宿泊型自立訓練事業所における一般の事業所で就労する利用者の割合が70%から50%に緩和されました。なお、「一般の事業所で就労する」とは、一般就労のことであり、障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）の利用者は対象外となります。

4）入院時支援特別加算（平成21年度改定で新設）

宿泊訓練型の利用者が入院した時に、生活訓練計画に基づき、病院又は診療所を訪問し、病院等との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、入院時支援特別加算として、入院期間が3日以上7日未満の場合は月1回561単位を、入院期間が7日以上の場合は月1回1,122単位を加算することができます。

5）長期入院時支援特別加算（平成21年度改定で新設）

宿泊訓練型の利用者が入院した時に、生活訓練計画に基づき、病院又は診療所を訪問し、病院等との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、長期入院時支援特別加算として1月の入院期間の日数が2日を超える期間について1日76単位を加算することができますが、継続して入院している場合は入院初日から起算して3月上限として算定します。ただし、入院時支援特別加算の算定月は長期入院時支援特別加算を算定することができません。

6）帰宅時支援加算（平成21年度改定で新設）

利用者が計画に基づき家族等の居宅等において外泊（同一敷地外の共同生活介護・共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む）し、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、帰宅時支援加算として、外泊期間が3日以上7日未満の場合は月1回187単位を、外泊期間が7日以上の場合は月1回187単位を算定することができます。

7）長期帰宅時支援加算（平成21年度改定で新設）

利用者が計画に基づき家族等の居宅等において外泊（同一敷地外の共同生活介護・共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む）し、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、長期帰宅時支援加算として1月の外泊期間の日数が2日を超える期間について1日25単位を加算することができますが、継続

して外泊している場合は外泊初日から起算して 3 月を上限として算定します。ただし、帰宅時支援加算の算定月は長期帰宅時支援加算を算定することができません。

8) 地域移行加算（平成 21 年度改定で新設）

退所後の相談援助・連絡調整等を評価する地域移行加算については、入所中に 1 回、退所後に 1 回算定することが可能となっていました。地域生活への移行を促進する観点から、平成 30 年度改定で入所中に算定することができる回数が 2 回に拡充されました。

利用期間が 1 月を超えると見込まれる利用者の退所に先立って、利用者及びその家族等に対して退所後の生活の相談援助及び障害福祉サービス等についての相談援助・連絡調整を行った場合に、地域移行加算として入所中に 2 回、退所後に 1 回 500 単位を算定することができます。

退所後に算定する場合は、利用者の退所後 30 日以内に利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に対して相談援助を行うことが必要で、利用者が退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は算定することができません。

9) 地域生活移行個別支援特別加算（平成 21 年度改定で新設）

心神喪失者等医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等の地域生活への移行に、関係者による調整会議の開催や特別な個別支援計画の作成、アセスメント等の支援を一定期間行った場合は、地域生活移行個別支援特別加算として 1 日 670 単位を算定することができます。

地域生活移行個別支援特別加算の施設基準は、以下の通りです。

施設基準	1. 宿泊訓練型の生活訓練事業所に配置が必要な生活支援員に加え、対象者（心神喪失者等医療観察法に基づく通院医療の利用者等）に対する適切な支援を行うために必要な生活支援員の配置が可能であること
	2. 精神保健福祉士（社会福祉士）を 1 人以上配置し、対象者に対する支援について指導体制を整備
	3. 従業者に対し、対象者の支援に関する研修を年 1 回以上開催
	4. 保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制を整備

10) 精神障害者地域移行特別加算（平成 30 年度改定で新設）

①精神障害者地域移行特別加算の概要と算定方法

平成 30 年度改定では、精神科病院等に 1 年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を精神保健福祉士、公認心理師又は社会福祉士等が実施することを評価した「精神障害者地域移行特別加算」が新設されました。

精神保健福祉士、公認心理師又は社会福祉士等である従業者を 1 人以上配置し都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神保健福祉士、公認心理師又は社会福祉士等である従業者が、対象者に対し、自立訓練（生活訓練）計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1 日 300 単位を加算することができます。ただし、地域生活移行支援特別加算を算定している場合は算定することはできません。

精神障害者地域移行特別加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに

当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から1年以内について、加算の算定をすることができます。なお、1年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から1年以内について、加算の算定が可能となります。

②対象者の要件

対象者は、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、退院してから1年以内の者となります。

③施設要件

事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を1人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していることが必要となります。

④支援内容

加算の対象となる事業所の支援内容については、以下の通りとなります。

- | |
|--|
| ア 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた自立訓練（生活訓練）計画の作成 |
| イ 精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む） |
| ウ 対象利用者との定期及び随時の面談 |
| エ 日中活動の選択、利用、定着のための支援 |
| オ その他必要な支援 |

1 1) 強度行動障害者地域移行特別加算（平成 30 年度改定で新設）

①強度行動障害者地域移行特別加算の概要と算定方法

平成 30 年度改定では、障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価した「強度行動障害者地域移行特別加算」が新設されました。

厚生労働大臣が定める施設基準に適合し都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において、対象者に対し、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合は、1日300単位を加算することができます。

強度行動障害者地域移行特別加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、1年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から1年以内について、加算を算定することができます。

なお、1 年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から 1 年以内について、加算を算定することができます。

②対象者の要件

対象者は、障害支援区分認定調査の結果に基づき、認定調査の項目中、行動関連項目について、算出した点数の合計が 10 点以上の者であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に 1 年以上入所していたもののうち、退所してから 1 年以内の障害者となります。

③厚生労働大臣が定める施設基準

厚生労働大臣が定める施設基準は、以下の(ア)及び(イ)となります。

- | |
|--|
| (ア) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を 1 人以上配置していること。 |
| (イ) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が 100 分の 20 以上であること。 |

1 2) 夜間支援等体制加算 (平成 24 年改定で新設)

生活訓練 (宿泊訓練型)	算定要件等		報酬	
夜間支援等 体制加算	I	夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合	(1) 3人以下	+ 448 単位/日
			(2) 4人~6人	+ 269 単位/日
			(3) 7人~9人	+ 168 単位/日
			(4) 10人~12人	+ 122 単位/日
			(5) 13人~15人	+ 96 単位/日
			(6) 16人~18人	+ 79 単位/日
			(7) 19人~21人	+ 67 単位/日
			(8) 22人~24人	+ 58 単位/日
			(9) 25人~27人	+ 52 単位/日
			(10) 28人~30人	+ 46 単位/日
	II	宿直を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合	(1) 3人以下	+ 149 単位/日
			(2) 4人~6人	+ 90 単位/日
			(3) 7人~9人	+ 56 単位/日
			(4) 10人~12人	+ 41 単位/日
			(5) 13人~15人	+ 32 単位/日
			(6) 16人~18人	+ 26 単位/日
			(7) 19人~21人	+ 22 単位/日
			(8) 22人~24人	+ 19 単位/日
			(9) 25人~27人	+ 17 単位/日
			(10) 28人~30人	+ 15 単位/日
III	夜間及び深夜の時間帯に、利用者の緊急事態等に対応するための連絡・防災体制が適切に確保されている場合	+ 10 単位/日		

平成 24 年度改定では、夜間及び深夜の時間帯において、防災体制や利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されている場合を評価するため、夜間防災・緊急時支援体制加算が新設されました。

平成 27 年度改定では、利用者の状況に応じて夜間に職員の配置が必要な場合も考えられることから、名称を「夜間防災・緊急時支援体制加算」から「夜間支援等体制加算」に変更し、共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に、夜間支援等体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）が新設され、改定前の夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）は新たに夜間支援等体制加算（Ⅲ）に統合されました。

夜間支援等体制加算（Ⅰ）は夜勤を配置した場合に、夜間支援等体制加算（Ⅱ）は宿直を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて 10 区分に定められた単位数を算定することができます。

夜間支援等体制加算（Ⅲ）は夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に 1 日 10 単位を算定することができます。

なお、同一日に夜間支援等体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を併算定することはできません。

（13）訪問訓練型である生活訓練サービス費（Ⅱ）の加算項目

生活訓練 (訪問訓練型)	算定要件等	報酬
特別地域加算	中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問の場合	+ 所定単位数×15%

■特別地域加算（平成 30 年度改定で新設）

中山間地域等に居住する利用者への支援については、移動コストが勘案され、平成 30 年度改定で特別地域加算が新設されました。

別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、居宅を訪問して生活訓練【訪問訓練型】を行った場合は、1 回につき生活訓練サービス費（Ⅱ）の所定単位数の 15%を所定単位数に加算することができます。

「厚生労働大臣が定める地域」（中山間地域等）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 離島振興法第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域 2. 奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定する奄美群島の地域 3. 豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項の規定により指定された特別豪雪地帯 4. 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する地域 5. 山村振興法第 7 条第 1 項の規定により振興山村として指定された山村の地域 6. 小笠原諸島振興開発特別措置法第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島の地域 7. 半島振興法第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域 8. 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域 9. 過疎地域自立促進特別措置法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域 10. 沖縄振興特別措置法第 3 条第 3 号に規定する離島

2. 就労移行支援事業

利用者	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる身体・知的・精神障害者（65歳未満） ①企業等への就労を希望する場合 ②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する場合						
サービス内容	①一般就労等への移行に向けて、事業所内における作業や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等を実施 ②通所によるサービスが原則、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組合せ ③標準利用期間は2年間（はり師等の資格を取得させることを目的とした便宜を供与する場合は3年又は5年）						
職員配置基準	○サービス管理責任者：1人以上常勤、利用者数60人超え40人増すごとに1人増 ●就労移行支援サービス費（Ⅰ） 職業指導員及び生活支援員：利用者数の6：1以上、就労支援員：利用者数の15：1以上 ・職業指導員及び生活支援員各1人以上で、いずれか1人以上常勤、就労移行支援員1人以上常勤 ・利用者数は前年度の平均値（新規指定の場合は推定数） ●就労移行支援サービス費（Ⅱ） 職業指導員及び生活支援員：利用者数の10：1以上（はり師等養成学校・施設の場合）						
設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備						
基本報酬	就労移行支援サービス費(Ⅰ)	利用定員					
		20人以下	21人以上40人以下	41人以上60人以下	61人以上80人以下	81人以上	
	就職後6月以上	定着率5割以上の場合	1,094単位	1,004単位	973単位	919単位	887単位
		定着率4割以上5割未満の場合	939単位	845単位	821単位	780単位	744単位
		定着率3割以上4割未満の場合	811単位	717単位	685単位	639単位	600単位
		定着率2割以上3割未満の場合	689単位	630単位	595単位	543単位	497単位
		定着率1割以上2割未満の場合	567単位	515単位	506単位	485単位	468単位
		定着率0割超1割未満の場合	527単位	466単位	445単位	416単位	389単位
定着率0の場合		502単位	444単位	424単位	396単位	371単位	

(1) 利用者

就労移行支援事業の利用者は、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の精神障害者等です。

(2) サービス内容

一般就労等への移行を目的に、事業所内や企業での作業や実習を行います。その他、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援も行います。通所によるサービスが原則となりますが、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問によるサービスを組み合わせて実施することができます。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成施設として認定されている事業所が行った場合は、就労移行支援サービス費（Ⅱ）を算定します。標準利用期間は 2 年間となっていますが、はり師等の資格を取得させることを目的とした便宜を供与する場合は 3 年又は 5 年となっています。

(3) 職員配置基準と設備基準

1) サービス管理責任者

1 人以上は常勤で、利用者数（前年度の平均値、新規の場合は推定数）が 60 人を超えて 40 人又はその端数を増すごとに 1 人加えた人数以上を配置することが必要です。

2) 就労移行支援サービス費(I)における職業指導員及び生活支援員

職業指導員及び生活支援員の総数は常勤換算方法により利用者数を 6 で除した数以上となりますが、職業指導員及び生活支援員を各 1 人以上配置することが必要です。なお、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤であることが必要です。

3) 就労移行支援サービス費(I)における就労支援員

指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法により利用者数を 15 で除した数以上を配置することが必要です。

4) 設備基準

訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備が必要です。

(4) 就労移行支援サービス費

就労移行支援サービス費(I)は、利用者を通所させて就労移行支援を行った場合、又は施設入所支援を併せて利用者に対して就労移行支援を行った場合に、算定します。

平成 30 年度改定では、利用者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行実績だけでなく、就職後 6 月以上定着したことを実績として評価されました。利用定員数(20 人以下、21 人以上 40 人以下、41 人以上 60 人以下、61 人以上 80 人以下、81 人以上)及び就職後 6 月以上定着した者の割合(定着率 5 割以上、定着率 4 割以上 5 割未満、3 割以上 5 割未満、定着率 3 割以上 4 割未満、定着率 2 割以上 3 割未満、定着率 1 割以上 2 割未満、定着率 0 割以上 1 割未満、定着率 0 割)に応じた基本報酬が設定され、就職後 6 月以上定着率 3 割以上の場合は評価を引き上げ、就職後 6 月以上定着率 3 割未満の場合は評価が引き下げられました。算定が可能な基本報酬については、52 ページの表を参照ください。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合は、所定単位数の 96.5%を算定します。

また、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師又はきゅう師免許取得による就労移行支援を行った場合は、就労移行支援サービス費(II)を算定することになります。

(5) 就労移行支援サービス費の減算項目

就労移行支援 サービス費	①又は②又は③	
	①定員超過利用減算	所定単位数×70%
	②サービス提供職員欠如減算	所定単位数×70% ^{※1} (50%) ^{※2}
	③サービス管理責任者欠如減算	所定単位数×70% ^{※3} (50%) ^{※4}
	個別支援計画(就労移行支援計画)未作成減算	所定単位数×70% ^{※1} (50%) ^{※2}
	身体拘束廃止未実施減算	利用者全員について 1 日 5 単位減算
	標準利用期間超過減算	所定単位数×95%

※1 減算が適用される月から 2 月目まで

※2 減算が適用される 3 月目以降

※3 減算が適用される月から 4 月目まで

※4 減算が適用される 5 月目以降合

生活訓練サービス費と同様に定員超過利用減算やサービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画(就労移行支援計画)未作成減算、標準利用期間超過減算及び身体拘束廃止未実施減算が設定されていますので、詳細な内容については生活訓練サービス費の減算項目(33 ページ～35 ページ)を参照ください。

平成 27 年度改定では、就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を踏まえ、平成 24 年度改定で新設された「一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算」(過去 3 年間又は過去 4 年間の就労定着者数が 0 の場合)が強化され、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算(過去 2 年間の就労移行者数が 0 の場合)が新設されました。

ところが、平成 30 年度改定では、就労定着実績に応じた基本報酬を設定することから、一般就労への移行実績が過去 2 年間ない場合並びに就労定着者数が過去 3 年間及び過去 4 年間ない場合の減算は廃止されました。

(6) 就労移行支援サービス費(I)特有の加算項目

加算項目		算定要件等		報酬
就労支援関係研修修了加算		就労支援員として1年以上の実務経験を有し、厚生労働大臣が定める研修の修了者を配置		+ 6 単位/日
訪問支援特別加算	(1)	連続 5 日間利用がなかった場合に、就労移行支援従事者が就労移行支援計画等に基づき居宅を訪問し、利用に係る相談援助等を行った場合	所要時間 1 時間未満	+ 1 8 7 単位/回
	(2)	(月 2 回限度)	所要時間 1 時間以上	+ 2 8 0 単位/回
移行準備支援体制加算	I	前年度に施設外支援を実施した利用者数が定員の 5 0 %以上で、①又は②のいずれかを実施した場合に施設外支援利用者の人数に応じて算定 ①同一企業・官公庁等の職場実習等の 1 回の施設外支援が 1 月を超えない期間で、職員が同行して支援を行った場合 ②ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターでの求職活動に職員が同行して支援を行った場合		+ 4 1 単位/日
	II	企業・官公庁等で作業を行った場合に、1 月の利用日数から事業所内の必要な支援等を行うための 2 日を除く日数を限度として、施設外就労利用者の人数に応じて算定		+ 1 0 0 単位/日
通勤訓練加算		外部から専門職員を招いて、利用者に対し白杖による通勤訓練を実施した場合		+ 8 0 0 単位/日
在宅時生活支援サービス加算		在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援を受けている同一時間帯に生活支援に関する支援が必要であり、生活支援に関する支援を当該サービス提供事業所の負担において提供した場合		+ 3 0 0 単位/日

1) 就労支援関係研修修了加算(平成 21 年度改定で新設)

一般就労への移行支援の質の向上を図るため、そのノウハウを習得する研修(地域障害者職業センターが実施する就労支援員向け研修、第 1 号職場適応援助者研修)を修了した

1 年以上の実務経験を有する就労支援員を配置する場合は、1 日 6 単位を算定することができます。

平成 30 年度改定では、半数程度の就労移行支援事業所で算定されている実績があること及び有資格者の配置に係る福祉専門職員配置等加算とのバランスを踏まえて、評価が 5 点引き下げられました。ただし、当該指定就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は算定できないことから、新たに指定を受けた日から 1 年間は算定することはできません。なお、新たに指定を受けてから 2 年目においては、前年度において就労定着者がいた場合は当該加算を算定することができます。

2) 訪問支援特別加算

就労移行支援等の利用が連続 5 日間なかった場合に、就労移行支援従事者が就労移行支援計画等に基づき居宅を訪問し、利用に係る相談援助等を行った場合は、所要時間が 1 時間未満の場合は 187 単位を、所要時間が 1 時間以上の場合は 280 単位を、月 2 回算定することができます。

3) 移行準備支援体制加算(平成 24 年度改定で新設、平成 27 年度改定でⅡの加算要件見直し)

職場実習等は一般就労へ向け効果が高いことを踏まえ、就労移行支援の職場実習等評価するため、平成 24 年度改定で移行準備支援体制加算(Ⅰ)が新設されました。

移行準備支援体制加算(Ⅰ)は、前年度に施設外支援を実施した利用者数が定員の 50%以上の事業所において、職場実習等又は求職活動等を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じて 1 日 41 単位を算定することができます。職場実習等及び求職活動等とは、以下の通りで、移行準備支援体制加算(Ⅰ)を算定する場合は、算定対象となる利用者が利用定員の 50%以下であることが必要です。

「職場実習等」とは	同一企業・官公庁等の職場実習等の 1 回の施設外支援が 1 月を超えない期間で、職員が同行して支援を行った場合
「求職活動等」とは	ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターでの求職活動に職員が同行して支援を行った場合

平成 21 年度改定で新設された施設外就労加算は、平成 24 年度改定で名称が移行準備支援体制加算(Ⅱ)に変更されました。平成 27 年度改定では、多様な施設外就労を可能とするため、就労支援単位として「1 ユニット当たりの最低定員 3 人以上」の算定要件を削除し、1 ユニット当たりの最低定員の要件を緩和することによって、1 人でも加算の算定が可能となりました。

移行準備支援体制加算(Ⅱ)は、企業・官公庁等で作業を行った場合に、1 月の利用日数から事業所内の必要な支援等を行うための 2 日を除く日数を限度として、施設外就労利用者の人数に応じて 1 日 100 単位を算定することができます。なお、移行準備支援体制加算(Ⅱ)を算定する場合は就労支援単位で行われ、算定対象となる利用者が利用定員の 70%以下で、就労支援単位ごとの職員数は常勤換算で施設外就労外利用者数を 6 で除した数以上であることが必要です。

「事業所内における必要な支援」とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. サービス管理責任者及び施設外就労の場に同行する支援職員と各利用者の施設外就労における就労状況や環境状況等に関する共通理解の確立 2. 1. を踏まえ各利用者の施設外就労における問題点の把握・調整及び今後の施設外就労の継続の可否 3. 施設外就労を実施する場合に各利用者の個別支援計画の実施状況及び目標の達成状況の確認並びに個別支援計画の必要な見直しのために必要な援助 4. その他の必要な支援
-------------------	--

4) 通勤訓練加算（平成30年度改定で新設）

就労移行支援は通勤も含めた訓練を行います。外部から専門職を招いて、通勤訓練のノウハウのない視覚障害者に対し、白杖による歩行訓練を実施することを評価する「通勤訓練加算」が平成30年度改定で新設されました。

通勤訓練加算は、指定就労移行支援事業所等において、当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所に従事する「専門職員」が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に、1日800単位を加算することができます。

「専門職員」とは、以下のアからオに掲げる研修等を受講した者となります。

<p>ア 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科（平成10年度までの間実施していた視覚障害生活訓練専門職員養成課程を含む。）</p> <p>イ 「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」（平成13年3月30日付け障発第141号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>ウ 廃止前の「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」（平成6年7月27日付け社援更第192号厚生省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>エ 廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」（昭和47年7月6日付け社更第107号厚生省社会・援護局長）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修</p> <p>オ その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修</p>

3) 在宅時生活支援サービス加算（平成30年度改定で新設）

就労移行支援又は就労継続支援において、在宅利用者（通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者）に対して、一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能となっています。ところが、同一時間帯において生活支援に関する訪問系サービスを利用できないため、在宅利用が促進されない可能性があることから、在宅利用を促進するための「在宅時生活支援サービス加算」が平成30年度改定で新設されました。

在宅時生活支援サービス加算は、指定就労移行支援事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める在宅利用者に対して、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、在宅利用者の生活に関する支援を提供した場合に、1日300単位を加算することができます。

6) 就労定着支援体制加算（平成30年度改定で廃止）

就労定着支援体制加算は、一般就労移行後に就労定着者（就労継続期間が6月以上、12月以上、24月以上雇用されている者又は雇用されていた者）の前年度における就労定着率（利用定員の一定割合）に応じて5区分に定められた単位数を算定することができました。

ところが、就労定着支援体制加算は、平成30年度改定で「就労定着支援サービス費」が新たに創設されたことに伴い廃止されました。

(7) 他のサービス費と共通の加算項目

1) 「生活訓練サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)共通の加算項目」と同じ項目

加算項目	算定要件等		報酬
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者が利用者数の30%以上で、常勤の視覚障害者等の生活支援に従事する従事者を利用者に対して50:1以上配置		+41単位/日
初期加算	利用開始日から30日を限度として算定		+30単位/日
福祉専門職員配置等加算	Ⅰ	精神保健福祉士等35%以上雇用している事業所	+15単位/日
	Ⅱ	精神保健福祉士等25%以上雇用している事業所	+10単位/日
	Ⅲ	①又は②のいずれかに該当する事業所 ①常勤職員割合75%以上、②継続年数3年以上の常勤職員30%以上	+6単位/日
医療連携体制加算	Ⅰ	医療機関から看護職員の訪問を受けて看護を行なった場合	利用者1人 +500単位/日
	Ⅱ	看護職員が介護職員等にたんの吸引等の指導のみを行った場合	利用者2人以上 (訪問1回8名限度) +250単位/日
	Ⅲ	研修を受けた介護職員等がたんの吸引等を実施した場合	+500単位/日
	Ⅳ	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合	+100単位/日
食事提供体制	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合		+30単位/日
福祉・介護職員処遇改善加算	Ⅰ	月額3万7千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び職場環境等要件を満たしている場合	+所定単位×0.067/月 (指定障害者支援施設は0.069)
	Ⅱ	月額2万7千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件を満たしている場合	+所定単位×0.049/月 (指定障害者支援施設は0.050)
	Ⅲ	月額1万5千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかに適合し、職場環境等要件を満たしている場合	+所定単位×0.027/月 (指定障害者支援施設は0.028)
	Ⅳ	Ⅲの算定要件のうち、キャリアパス要件又は職場環境等要件のいずれかを満たしている場合	+上記Ⅲ×0.9/月
	Ⅴ	Ⅲの算定要件のうち、キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない場合	+上記Ⅲ×0.8/月
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している場合(キャリアパス要件・定量的要件を問わない)		+所定単位×0.009/月
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	Ⅰ	福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを取得している事業所で、福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っているとともに、その取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合	福祉専門職員配置等加算算定事業所 +所定単位×0.020/月 (指定障害者支援施設は0.019)
	Ⅱ	福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを取得している事業所で、福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っているとともに、その取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合	福祉専門職員配置等加算未算定事業所 +所定単位×0.017/月 (指定障害者支援施設は0.019)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、初期加算、福祉専門職員配置等加算(生活訓練サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)と同じ報酬)、医療連携体制加算、食事提供体制、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を就労移行支援サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「生活訓練サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)共通の加算項目」(35ページ～41ページ)を参照ください。

ただし、食事提供加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、生活訓練サービス費とは算定する単位数が異なります。食事提供体制加算は1区分で1日30単位を、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は1月の所定単位の6.7%(指定障害者施設は6.9%)を、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

は 1 月の所定単位の 4.9% (指定障害者施設は 5.0%) を、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) は 1 月の所定単位の 2.7% (指定障害者施設は 2.8%) を、介護職員処遇改善特別加算は 1 月の所定単位の 0.9% を、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は 1 月の所定単位の 2.0% (指定障害者施設は 1.9%) を、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)は 1 月の所定単位の 1.7% (指定障害者施設は 1.9%) を算定します。

2) 「生活訓練サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)の加算項目」と同じ項目

加算項目		算定要件等			報酬
欠席時対応加算		利用予定日に急病等で利用中止時に、連絡調整と状況を記録し、相談援助等を行った場合			+94 単位/日 (月 4 回)
精神障害者 退院支援施設加算	I	精神病床に概ね 1 年以上入院していた精神障害者に対して居住の場を提供した場合	夜間の勤務体制	生活支援員を 1 人以上配置	+180 単位/日
	II			宿直勤務を行う職員 1 人以上配置	+115 単位/日
利用者負担上限額管理加算		利用者負担額合計額の管理を行った場合			+150 単位/月
送迎加算	I	①1 回の送迎に平均 10 人以上利用し、かつ、②週 3 回以上の送迎実施の要件を満たす場合		同一敷地内の場合 + 所定単位数×70%	+21 単位/片道
	II	①又は②のどちらかを満たす場合			+10 単位/片道
障害福祉サービスの体験利用支援加算	I	利用者が障害福祉サービスの体験利用を行った場合	地域生活支援拠点等の場合 +50 単位	初日から 5 日目まで	+500 単位/日
	II			6 日目から 15 日目まで	+250 単位/日
社会生活支援特別加算		精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援			+480 単位/日

欠席時対応加算、精神障害者退院支援施設加算、利用者負担上限額管理加算、送迎加算、障害福祉サービスの体験利用支援加算及び社会生活支援特別加算を就労移行支援サービス費についても算定することができます。詳細な内容については「生活訓練サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)共通の加算項目」(41 ページ～45 ページ)を参照ください。

3. 就労継続支援 A 型事業 (雇用型)

利用者	就労の機会の提供を通じ、生産活動にかかわる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な身体・知的・精神障害者 (利用開始時、65 歳未満) ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につなげられなかった場合 ② 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ③ 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につなげられなかった者
サービス内容	① 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供 ② 一般就労に必要な知識、能力が高まった者に対して、一般就労への移行に向けた支援。 ③ 一定の範囲内で、障害者以外の雇用が可能。 ④ 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員 10 人からの事業実施が可能 ⑤ 利用期間の制限なし。
職員配置基準	○サービス管理責任者：1 人以上常勤、利用者数 60 人超え 40 人増すごとに 1 人増 ●就労継続支援 A 型サービス費(Ⅰ) 職業指導員及び生活支援員：利用者数の 7.5 : 1 以上 ●就労継続支援 A 型サービス費(Ⅱ) 職業指導員及び生活支援員：利用者数の 10 : 1 以上 ・ 職業指導員及び生活支援員各 1 人以上で、いずれか 1 人以上常勤 ・ 利用者数は前年度の平均値 (新規指定の場合は推定数)
設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備

(1) 利用者

利用者は、雇用契約に基づく就労は可能であるが就労移行支援事業を利用しても一般就労に結びつかなかった、もしくは、一般就労からの離職者等で、就労の機会の提供を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な利用開始時に 65 歳未満の精神障害者等となります。

(2) サービス内容

提供されるサービスは、事業所内での雇用契約に基づく就労です。この他、一般就労に必要な知識・能力が高まった人に対して、一般就労への移行に向けた支援も行います。サービスは通所により提供され、職員は、専任かつ常勤のサービス管理者の他、職業指導員、生活支援員が配置されます。また、生産の向上と就労機会の拡大を目的に、定員とは別に障害者以外の雇用が一定の範囲以内で可能となっており、利用期間の制限はありません。

障害者以外の雇用が可能な人数	利用定員 10 人以上 20 人以下	利用定員の 50%以内
	利用定員 21 人以上 30 人以下	10 人又は利用定員の 40%のいずれか多い数以内
	利用定員 31 人以上	12 人又は利用定員の 30%のいずれか多い数以内

なお、利用定員は、10 人以上でなければ就労継続支援 A 型のサービスを提供することはできません。

(3) 職員配置基準と設備基準**1) サービス管理責任者**

1 人以上は常勤で、利用者数（前年度の平均値、新規の場合は推定数）が 60 人を超えて 40 人又はその端数を増すごとに 1 人加えた人数以上を配置することが必要です。

2) 職業指導員及び生活支援員

職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法により利用者数を 10 で除した数以上となりますが、職業指導員及び生活支援員を各 1 人以上配置することが必要です。なお、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤であることが必要です。

3) 設備基準

訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備が必要です。

(4) 就労継続支援 A 型サービス費 (I) 及び (II)

平成 21 年度改定では、雇用型の就労継続支援 A 型サービス費の基本報酬は、就労継続支援 B 型サービス費で評価されている手厚い就労支援体制 (7.5 : 1) を評価した就労継続支援 A 型サービス費 (I) が新設され、従前の就労支援体制 (10 : 1) は就労継続支援 A 型サービス費 (II) となりました。

そのため、就労継続支援 A 型サービス費 (I) は職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者数を 7.5 で除した数以上に配置している場合に、就労継続支援 A 型サービス費 (II) は職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者数を 10 で除した数以上に配置している場合に、算定します。

就労継続支援 A 型は雇用契約を締結し、最低賃金を支払う障害福祉サービスであることから、労働時間の増加は利用者の賃金増加に繋がることや、労働時間が長いほど、利用者に対する事業所としての支援コストが掛かります。そのため、就労継続支援 A 型サービス費は、平成 30 年度改定で利用者の 1 日の平均労働時間に応じた基本報酬となり、人員配置、利用定員数及び前年度に雇用契約を締結していた利用者の 1 日の平均労働時間に応じ、以下の報酬を算定することになりました。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設の場合は、所定単位数の 96.5%を算定します。

なお、実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後 1 年間を経過していない事業所については、改定前より低い基本報酬（就労継続支援 A 型サービス費の「1 日の平均労働時間が 3 時間以上 4 時間未満」の単位数）を算定することになります。

基本報酬の区分は前年度の実績により決定することになりますが、新規事業所については開設後 6 か月間の実績をもって基本報酬区分の変更が認められています。

就労継続支援 A 型サービス費			利用定員				
			20 人以下	21 人以上 40 人以下	41 人以上 60 人以下	61 人以上 80 人以下	81 人以上
(I) 【7.5 : 1】	1 日の 平均 労働 時間	7 時間以上	618 単位	549 単位	516 単位	506 単位	490 単位
		6 時間以上 7 時間未満	606 単位	539 単位	506 単位	497 単位	479 単位
		5 時間以上 6 時間未満	597 単位	531 単位	499 単位	490 単位	472 単位
		4 時間以上 5 時間未満	589 単位	524 単位	492 単位	482 単位	466 単位
		3 時間以上 4 時間未満	501 単位	445 単位	417 単位	410 単位	395 単位
		2 時間以上 3 時間未満	412 単位	366 単位	343 単位	337 単位	326 単位
		2 時間未満	343 単位	287 単位	269 単位	264 単位	256 単位
(II) 【10 : 1】	1 日の 平均 労働 時間	7 時間以上	563 単位	502 単位	466 単位	456 単位	440 単位
		6 時間以上 7 時間未満	552 単位	493 単位	457 単位	447 単位	432 単位
		5 時間以上 6 時間未満	544 単位	485 単位	450 単位	441 単位	426 単位
		4 時間以上 5 時間未満	537 単位	478 単位	444 単位	435 単位	420 単位
		3 時間以上 4 時間未満	456 単位	405 単位	377 単位	369 単位	356 単位
		2 時間以上 3 時間未満	375 単位	334 単位	311 単位	304 単位	294 単位
		2 時間未満	304 単位	262 単位	244 単位	239 単位	230 単位

1 日の平均労働時間数は、雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間数を延べ利用者人数で除して算出することになります。ただし、1 日の平均労働時間を算出するに当たり、サービス利用開始時には予見できない事由により、労働時間が短時間（1 日の労働時間が 4 時間未満）となった場合は、短時間労働となった日から 90 日分を限度として平均労働時間の算出から除外することができますが、短時間労働となってしまった事由（精

神障害者等で、利用開始時には予見できない体調の変動により短時間労働となってしまう場合等) について都道府県に届け出ることが必要となります。

なお、延べ労働時間数は、実際に利用者が労働した時間数の前年度の総計をいうもので、休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等により実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間は労働時間数に含まれることはできません。ただし、年次有給休暇を取得した場合（時間単位で取得した場合も含む。）や健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等であっても労働時間とし賃金を支払っている場合は労働時間数に含まれることができます。

(5) 就労継続支援 A 型サービス費の減算項目

就労継続支援 A 型サービス費	①又は②又は③	
	①定員超過利用減算	所定単位数×70%
	②サービス提供職員欠如減算	所定単位数×70%※1(50%)※2
	③サービス管理責任者欠如減算	所定単位数×70%※3(50%)※4
	個別支援計画(就労移行支援計画)未作成減算	所定単位数×70%※1(50%)※2
身体拘束廃止未実施減算	利用者全員について 1 日 5 単位減算	

※1 減算が適用される月から 2 月目まで ※2 減算が適用される 3 月目以降
 ※3 減算が適用される月から 4 月目まで ※4 減算が適用される 5 月目以降

生活訓練サービス費と同様に、定員超過利用減算やサービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画（就労継続支援 A 型計画）未作成減算及び身体拘束廃止未実施減算が設定されていますので、詳細な内容については生活訓練サービス費の減算項目(33 ページ～35 ページ)を参照ください。

なお、短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化するため、短時間利用者（週 20 時間未満の利用者）の割合に応じて減算する仕組みが平成 24 年度改定で導入されましたが、平成 30 年度改定では平均労働時間に応じた基本報酬となったため、短時間利用減算（1 日の平均利用時間が一定時間以下の場合）は、廃止されました。

(6) 就労継続支援サービス費特有の加算項目

加算項目		算定要件等	報酬	
重度者 支援体制加算	I	障害基礎年金 1 級受給者が 利用者の 50%以上の場合	(1) 定員 20 人以下	+ 56 単位/日
			(2) 定員 21 人以上 40 人以下	+ 50 単位/日
			(3) 定員 41 人以上 60 人以下	+ 47 単位/日
			(4) 定員 61 人以上 80 人以下	+ 46 単位/日
			(5) 定員 81 人以上	+ 45 単位/日
	II	障害基礎年金 1 級受給者が 利用者の 25%以上の場合	(1) 定員 20 人以下	+ 28 単位/日
			(2) 定員 21 人以上 40 人以下	+ 25 単位/日
			(3) 定員 41 人以上 60 人以下	+ 24 単位/日
			(4) 定員 61 人以上 80 人以下	+ 23 単位/日
			(5) 定員 81 人以上	+ 22 単位/日
施設外就労加算	施設外の一般事務所等で訓練を行った場合	+ 100 単位/日		

就労移行支援 体制加算	I	就労継続支援 A 型サービス費 (I) 算定事業所 【7.5 : 1】	就労継続支援 A 型 (B 型)を受けた後 就労し、6 月以上 就労継続している者 (就労定着者)が いる場合、右記の定 員規模に応じた所 定単位数に就労定 借者の数を乗じて得 た単位数を加算	(1) 定員 20 人以下	+42 単位/日
				(2) 定員 21 人以上 40 人以下	+18 単位/日
				(3) 定員 41 人以上 60 人以下	+10 単位/日
				(4) 定員 61 人以上 80 人以下	+7 単位/日
				(5) 定員 81 人以上	+6 単位/日
	II	就労継続支援 A 型サービス費 (II) 算定事業所 【10 : 1】		(1) 定員 20 人以下	+39 単位/日
				(2) 定員 21 人以上 40 人以下	+17 単位/日
				(3) 定員 41 人以上 60 人以下	+9 単位/日
				(4) 定員 61 人以上 80 人以下	+7 単位/日
				(5) 定員 81 人以上	+5 単位/日
賃金向上達成 指導員配置加算		指定基準で定める人員配置に加え、賃金 向上達成指導員を常勤換算方法で 1 以 上配置した場合に加算	(1) 定員 20 人以下	+70 単位/日	
			(2) 定員 21 人以上 40 人以下	+43 単位/日	
			(3) 定員 41 人以上 60 人以下	+26 単位/日	
			(4) 定員 61 人以上 80 人以下	+19 単位/日	
			(5) 定員 81 人以上	+15 単位/日	

1) 重度者支援体制加算 (平成 21 年度改定で新設)

平成 21 年度改定で、障害年金 1 級受給者の利用に着目した評価として重度者支援体制加算 (I) が新設されましたが、より重度の者を対象とするインセティブが働くように算定要件 (障害基礎年金受給者が利用者の 50% 以上の場合) を緩和した区分 (重度者支援体制加算 II 及び III) が平成 24 年度改定で新設されました。

重度者支援体制加算 (I) は、障害基礎年金受給者が利用者の 50% 以上の場合 (障害基礎年金の受給資格のない 20 歳未満の者は利用者の数から除外) に、利用定員 20 人以下は 1 日 56 単位を、利用定員 21 人以上定員 40 人以下は 1 日 50 単位を、利用定員 41 人以上 60 人以下は 1 日 47 単位を、利用定員 61 人以上 80 人以下は 1 日 46 単位を、利用定員 81 人以上は 1 日 45 単位を加算することができます。

重度者支援体制加算 (II) (重度者支援体制加算 (I) の 1/2 相当を算定) は、障害基礎年金受給者が利用者の 25% 以上 50% 未満の場合に、利用定員 20 人以下は 1 日 28 単位を、利用定員 21 人以上定員 40 人以下は 1 日 25 単位を、利用定員 41 人以上 60 人以下は 1 日 24 単位を、利用定員 61 人以上 80 人以下は 1 日 23 単位を、利用定員 81 人以上は 1 日 22 単位を加算することができます。

重度者支援体制加算 (III) (重度者支援体制加算 (I) の 1/4 相当を算定) は、特定旧法定施設から移行した事業所で障害基礎年金受給者が利用者の 5% 以上の場合に加算することができましたが、平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置となっていたため、平成 27 年度改定で廃止されました。

2) 施設外就労加算 (平成 21 年度改定で新設)

施設外就労加算は、一般就労の現場での訓練が利用者の就労移行に有効であるため、施設外の一般事業所等で行われる訓練に対する評価として平成 21 年度改定で新設され、一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合に、1 日 100 単位を加算することができ

ます。

平成 27 年度改定では、多様な施設外就労を可能とするため、施設外就労加算の算定要件が「就労支援単位として 1 ユニット当たりの最低定員が 3 人以上」から「就労支援単位」に変更となり、1 ユニット当たりの最低定員の要件が緩和されました。そのため、対象者が 1 人でも施設外就労加算の算定が可能となりました。

3) 就労移行支援体制加算(平成 21 年度改定で新設)

就労継続支援 A 型(B 型)の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、平成 30 年度改定で就労移行支援体制加算の評価が見直されました。

就労継続支援 A 型(B 型)を受けた後就労し、6 月以上就労継続している者(就労定着者)がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算することになりました。

4) 賃金向上達成指導員配置加算(平成 30 年度改定で新設)

賃金向上のためには、生産活動収入の向上に資する販路の拡大、付加価値のある商品の開発等に加え、利用者の労働時間を増加させつつ相応の生産活動を行うことが求められています。そのため、賃金向上計画等を作成するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入した上で、賃金向上のための指導員を常勤換算方法で 1 以上配置している事業所を評価する「賃金向上達成指導員配置加算」が平成 30 年度改定で新設されました。

指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で 1 以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数(5 区分)を、1 日つき当該事業所を利用した利用者全員に対して加算することができます。

(7)他のサービス費と共通の加算項目

1) 「生活訓練サービス費(I)～(IV)共通の加算項目」と同じ項目

加算項目	算定要件等		報酬
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者が利用者数の 30%以上で、常勤の視覚障害者等の生活支援に従事する従事者を利用者に対して 50:1 以上配置		+ 4.1 単位/日
初期加算	利用開始日から 30 日を限度として算定		+ 3.0 単位/日
福祉専門職員配置等加算	I	精神保健福祉士等 35%以上雇用している事業所	+ 1.5 単位/日
	II	精神保健福祉士等 25%以上雇用している事業所	+ 1.0 単位/日
	III	①又は②のいずれかに該当する事業所 ①常勤職員割合 75%以上、②勤続年数 3 年以上の常勤職員 30%以上	+ 6 単位/日
医療連携体制加算	I	医療機関から看護職員の訪問を受けて看護を行なった場合	利用者 1 人 + 5.0 単位/日
	II	利用者 2 人以上(訪問 1 回 8 名限度)	+ 2.5 単位/日
	III	看護職員が介護職員等にたんの吸引等の指導のみを行った場合	+ 5.0 単位/日
	IV	研修を受けた介護職員等がたんの吸引等を実施した場合	+ 1.0 単位/日
食事提供体制	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合		+ 3.0 単位/日

福祉・介護職員 処遇改善加算	I	月額 3 万 7 千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件 I・II・III 及び職場環境等要件を満たしている場合	+ 所定単位×0.067/月 (指定障害者支援施設は 0.069)
	II	月額 2 万 7 千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件 I・II 及び職場環境等要件を満たしている場合	+ 所定単位×0.049/月 (指定障害者支援施設は 0.050)
	III	月額 1 万 5 千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件 I 又は II のいずれかに適合し、職場環境等要件を満たしている場合	+ 所定単位×0.027/月 (指定障害者支援施設は 0.028)
	IV	III の算定要件のうち、キャリアパス要件又は職場環境等要件のいずれかを満たしている場合	+ 上記 III×0.9/月
	V	III の算定要件のうち、キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない場合	+ 上記 III×0.8/月
福祉・介護職員 処遇改善特別加算		福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している場合（キャリアパス要件・定量的要件を問わない）	+ 所定単位×0.009/月
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	I	福祉・介護職員処遇改善加算 I から III までのいずれかを取得している事業所で、福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っているとともに、その取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合	福祉専門職員配置等 加算算定事業所 + 所定単位×0.020/月 (指定障害者支援施設は 0.019)
	II		福祉専門職員配置等 加算未算定事業所 + 所定単位×0.017/月 (指定障害者支援施設は 0.019)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、初期加算、福祉専門職員配置等加算、医療連携体制加算、食事提供体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を就労継続支援 A 型サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「生活訓練サービス費（I）～（IV）共通の加算項目」（P35 ページ～41 ページ）を参照ください。ただし、食事提供体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算（I）・（II）及び福祉・介護職員処遇改善特別加算は、生活訓練サービス費とは算定する単位数が異なっています。食事提供体制加算は 1 区分で 1 日 30 単位を、福祉・介護職員処遇改善加算（I）は 1 月の所定単位の 5.4%（指定障害者施設は 6.9%）を、福祉・介護職員処遇改善加算（II）は 1 月の所定単位の 4.0%（指定障害者施設は 5.0%）を、福祉・介護職員処遇改善加算（III）は 1 月の所定単位の 2.2%（指定障害者施設は 2.8%）を、介護職員処遇改善特別加算は 1 月の所定単位の 0.7%（指定障害者施設は 0.9%）を、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（I）は 1 月の所定単位の 0.4%（指定障害者施設は 1.9%）を、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（II）は 1 月の所定単位の 0.4%（指定障害者施設は 1.9%）を算定します。

2) 「生活訓練サービス費（I）・（II）の加算項目」と同じ項目

加算項目	算定要件等		報酬
欠席時対応加算	利用予定日に急病等で利用中止時に、連絡調整と状況を記録し、相談援助等を行った場合		+ 94 単位/日 (月 4 回)
利用者負担上限額 管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合		+ 150 単位/月
送迎加算	I	① 1 回の送迎に平均 10 人以上利用し、かつ、 ② 週 3 回以上の送迎実施の要件を満たす場合	同一敷地内の場合 + 所定単位数×70%
	II	① 又は ② のどちらかを満たす場合	

障害福祉サービスの体験利用支援加算	I	利用者が障害福祉サービスの体験利用を行った場合	地域生活支援拠点等の場合 +50 単位	初日から 5 日目まで	+ 500 単位/日
	II			6 日目から 15 日目まで	+ 250 単位/日
社会生活支援特別加算		精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援		+ 480 単位/日	

欠席時対応加算、利用者負担上限管理加算、送迎加算、障害福祉サービスの体験利用支援加算、社会生活支援特別加算を就労継続支援 A 型サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「生活訓練サービス費（Ⅰ）・（Ⅱ）共通の加算項目」（41 ページ～45 ページ）を参照ください。

3) 「就労移行支援サービス費（Ⅰ）特有の加算項目」と同じ項目

加算項目		算定要件等		報酬
訪問支援特別加算	(1)	連続 5 日間利用がなかった場合に、就労移行支援従事者が就労移行支援計画等に基づき居宅を訪問し、利用に係る相談援助等を行った場合（月 2 回限度）	所要時間 1 時間未満	+ 187 単位/回
	(2)	同上	所要時間 1 時間以上	+ 280 単位/回
在宅時生活支援サービス加算		在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援を受けている同一時間帯に生活支援に関する支援が必要であり、生活支援に関する支援を当該サービス提供事業所の負担において提供した場合		+ 300 単位/日

訪問支援特別加算、在宅時生活支援サービス加算を就労継続支援 A 型サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「就労移行支援サービス費特有の加算項目」（54 ページ～56 ページ）を参照ください。

4. 就労継続支援 B 型事業（非雇用型）

利用者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等で、就労の機会等を通じて、生産活動にかかわる知識及び能力の向上や維持が期待される身体・知的・精神障害者 ① 企業等や就労継続支援事業（A 型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の希望者
サービス内容	① 通所により、就労や生産活動の機会の提供（雇用契約は締結しない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援 ② 事業者指定の要件は平均工賃が工賃控除程度の水準（月額 3,000 円程度）を上回ること。 ③ 事業者は平均工賃の目標水準を設定し、実績（平均額）と併せて利用者に通知し都道府県知事へ報告、公表 ④ 利用期間の制限なし
職員配置基準	○サービス管理責任者：1 人以上常勤、利用者数 60 人超え 40 人増すごとに 1 人増 ●就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ） 職業指導員及び生活支援員：利用者数の 7.5：1 以上 ●就労継続支援 B 型サービス費（Ⅱ） 職業指導員及び生活支援員：利用者数の 10：1 以上 ・職業指導員及び生活支援員各 1 人以上で、いずれか 1 人以上常勤、 ・利用者数は前年度の平均値（新規指定の場合は推定数）
設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備

(1) 利用者

利用者は、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等で、就労の機会等を通じて、生産活動にかかわる知識及び能力の向上や維持が期待される身体・知的・精神障害者です。

具体的には、① 企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者、② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者、③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の希望者です。

(2) サービス内容と職員配置基準・設備基準

就労継続支援A型サービス（雇用型）と違い雇用契約を結ばない通所による就労や生産活動の機会の提供を行うとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった人に対して、一般就労等への移行に向けた支援を行います。事業者指定の要件としては、平均工賃が工賃控除程度の水準(月額 3,000 円程度)を上回ることが必要であり、事業者は平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県へ報告し公表することが必要となります。

職員配置基準・設備基準については、就労継続支援A型事業と同じ内容となりますので、就労継続支援A型事業の項目(59 ページ)を参照ください。

(3) 就労継続支援B型サービス費(I)及び(II)

就労継続支援B型サービス費は、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者数を 7.5 で除した数以上に配置している場合は就労継続支援B型サービス費(I)を、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者数を 10 で除した数以上に配置している場合は就労継続支援B型サービス費(II)を、算定します。

平成 30 年度改定では、障害者が地域で自立した生活を送ることができるように、利用者に支払う工賃の水準が向上するために必要な支援を行うことが重要であることから、事業所が障害者に支払う平均工賃月額に応じた基本報酬となり、人員配置、利用定員数及び前年度の平均工賃月額に応じ、以下の報酬を算定することになりました。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設の場合は、所定単位数の 96.5%を算定します。

就労継続支援 B 型サービス費		利用定員					
		20 人以下	21 人以上 40 人以下	41 人以上 60 人以下	61 人以上 80 人以下	81 人以上	
(I) [7.5 : 1]	平均 工賃 月額	4 万 5 千円以上	649 単位	575 単位	540 単位	530 単位	513 単位
		3 万円以上 4 万 5 千円未満	624 単位	555 単位	521 単位	511 単位	494 単位
		2 万 5 千円以上 3 万円未満	612 単位	544 単位	511 単位	502 単位	485 単位
		2 万円以上 2 万 5 千円未満	600 単位	534 単位	501 単位	492 単位	476 単位
		1 万円以上 2 万円未満	589 単位	524 単位	492 単位	483 単位	467 単位
		5 千円以上 1 万円未満	574 単位	511 単位	479 単位	471 単位	454 単位
		5 千円未満	565 単位	503 単位	472 単位	463 単位	447 単位

就労継続支援 B 型サービス費		利用定員					
		20 人以下	21 人以上 40 人以下	41 人以上 60 人以下	61 人以上 80 人以下	81 人以上	
(Ⅱ) 【10 : 1】	平均工賃月額	4 万 5 千円以上	590 単位	590 単位	489 単位	479 単位	462 単位
		3 万円以上 4 万 5 千円未満	568 単位	507 単位	471 単位	461 単位	444 単位
		2 万 5 千円以上 3 万円未満	558 単位	497 単位	462 単位	452 単位	436 単位
		2 万円以上 2 万 5 千円未満	547 単位	488 単位	452 単位	443 単位	428 単位
		1 万円以上 2 万円未満	537 単位	479 単位	444 単位	435 単位	420 単位
		5 千円以上 1 万円未満	523 単位	467 単位	433 単位	424 単位	409 単位
		5 千円未満	515 単位	460 単位	426 単位	417 単位	403 単位

実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後 1 年間を経過していない事業所は、改定前より低い基本報酬（就労継続支援 B 型サービス費のそれぞれ「平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満」の単位数）を算定することになります。基本報酬の区分は前年度の実績により決定しますが、新規事業所については開設後 6 か月間の実績をもって基本報酬区分の変更が認められています。

前年度の平均工賃月額(円未満四捨五入)については、「前年度に支払った工賃総額」を「前年度における各月の工賃支払対象者の総数」で除して算出することになります。

ただし、「月の途中において、利用開始又は終了した者」は当該月の工賃支払対象者から、「就労継続支援 B 型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービス（当該就労継続支援 B 型事業所以外の就労継続支援 B 型事業所を除く）を利用している者」は、工賃支払い対象者の総数から除外されます。

また、「月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃」や「就労継続支援 B 型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービス（当該就労継続支援 B 型事業所以外の就労継続支援 B 型事業所を除く。）を利用している者に支払った工賃」は、工賃総額から除外されます。

なお、1 月当たりの平均工賃額を算出するに当たり、重度者支援体制加算 (Ⅰ) を算定している場合（障害基礎年金 1 級受給者が利用者数の半数以上いる場合）は、平均工賃月額に 2 千円を加えた額を報酬評価上の事業所の平均工賃月額とすることができます。

(4) 就労継続支援 B 型サービス費の減算項目

就労継続支援 B 型サービス費	①又は②又は③	
	①定員超過利用減算	所定単位数×70%
	②サービス提供職員欠如減算	所定単位数×70% ^{※1} (50%) ^{※2}
	③サービス管理責任者欠如減算	所定単位数×70% ^{※3} (50%) ^{※4}
	個別支援計画(就労移行支援計画)未作成減算	所定単位数×70% ^{※1} (50%) ^{※2}
	身体拘束廃止未実施減算	利用者全員について 1 日 5 単位減算

※1 減算が適用される月から 2 月目まで

※2 減算が適用される 3 月目以降

※3 減算が適用される月から 4 月目まで

※4 減算が適用される 5 月目以降合

生活訓練サービス費と同様に、定員超過利用減算やサービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画(就労継続支援 B 型計画)未作成減算及び身体拘束廃止未実施減算が設定されていますので、詳細な内容については生活訓練サービス費の減算項目 (33 ページ～35 ページ) を参照ください。

(5) 就労継続支援 B 型サービス費特有の加算項目

1) 目標工賃達成指導員配置加算 (平成 21 年度改定で新設)

加算項目	算定要件等	報酬	
目標工賃達成 指導員配置加算	「工賃倍増 5 か年計画」に基づく「工賃引き上げ計画」を策定し積極的に取組むため、指導員を手厚く配置している場合	(1) 定員 20 人以下	+89 単位/日
		(2) 定員 21 人以上 40 人以下	+80 単位/日
		(3) 定員 41 人以上 60 人以下	+75 単位/日
		(4) 定員 61 人以上 80 人以下	+74 単位/日
		(5) 定員 81 人以上	+72 単位/日
	【施設基準】 ●職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算で前年度の利用者数の平均値に対して 7.5 : 1 以上 ●目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算で利用者数の 6 : 1 以上		

平成 21 年度改定では、工賃向上の取り組みを促進するため、目標工賃達成指導員を加えた手厚い人員体制で、目標工賃の達成に向けた取組を行う事業所を評価した目標工賃達成指導員配置加算が新設されました。

平成 27 年度改定では、工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、改定前の算定要件に、「目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置」を追加し、報酬が引き上げられました。

目標工賃達成指導員を配置した手厚い人員体制で目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に、利用定員 20 人以下は 1 日 89 単位を、利用定員 21 人以上定員 40 人以下は 1 日 80 単位を、利用定員 41 人以上 60 人以下は 1 日 75 単位を、利用定員 61 人以上 80 人以下は 1 日 74 単位を、利用定員 81 人以上は 1 日 72 単位を加算することができます。

目標工賃達成指導員は、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、「工賃向上計画」を作成し、計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むこととなります。

施設基準としては、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者数を 7.5 で除した数以上、かつ目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者数を 6 で除した数以上を配置することが必要となります。

2) 目標工賃達成加算 (平成 30 年度改定で廃止)

就労継続支援 B 型サービス費は、平成 30 年度改定で事業所が障害者に支払う平均工賃に応じた基本報酬となり、平均工賃月額に応じた基本報酬となったことから、目標工賃達成加算は廃止されました。

(6)他のサービス費と共通の加算項目

1) 「生活訓練サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)共通の加算項目」と同じ項目

加算項目		算定要件等		報酬
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者が利用者数の30%以上で、常勤の視覚障害者等の生活支援に従事する従事者を利用者に対して50：1以上配置		+41単位/日
初期加算		利用開始日から30日を限度として算定		+30単位/日
福祉専門職員配置等加算	I	精神保健福祉士等35%以上雇用している事業所		+15単位/日
	II	精神保健福祉士等25%以上雇用している事業所		+10単位/日
	III	①又は②のいずれかに該当する事業所 ①常勤職員割合75%以上、②勤続年数3年以上の常勤職員30%以上		+6単位/日
医療連携体制加算	I	医療機関から看護職員の訪問を受けて看護を行った場合	利用者1人	+500単位/日
	II		利用者2人以上(訪問1回8名限度)	+250単位/日
	III	看護職員が介護職員等にたんの吸引等の指導のみを行った場合		+500単位/日
	IV	研修を受けた介護職員等がたんの吸引等を実施した場合		+100単位/日
食事提供体制		収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合		+30単位/日
福祉・介護職員処遇改善加算	I	月額3万7千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び職場環境等要件を満たしている場合		+所定単位×0.067/月 (指定障害者支援施設は0.069)
	II	月額2万7千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件を満たしている場合		+所定単位×0.049/月 (指定障害者支援施設は0.050)
	III	月額1万5千円に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかに適合し、職場環境等要件を満たしている場合		+所定単位×0.027/月 (指定障害者支援施設は0.028)
	IV	Ⅲの算定要件のうち、キャリアパス要件又は職場環境等要件のいずれかを満たしている場合		+上記Ⅲ×0.9/月
	V	Ⅲの算定要件のうち、キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない場合		+上記Ⅲ×0.8/月
福祉・介護職員処遇改善特別加算		福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している場合(キャリアパス要件・定量的要件を問わない)		+所定単位×0.009/月
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	I	福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを取得している事業所で、福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っているとともに、その取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合	福祉専門職員配置等加算算定事業所	+所定単位×0.020/月 (指定障害者支援施設は0.019)
	II		福祉専門職員配置等加算未算定事業所	+所定単位×0.017/月 (指定障害者支援施設は0.019)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、初期加算、福祉専門職員配置等加算、医療連携体制加算、食事提供体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を就労継続支援B型サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「生活訓練サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)共通の加算項目」(35ページ～41ページ)を参照ください。

ただし、食事提供体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)及び福祉・介護職員処遇改善特別加算は、生活訓練サービス費とは算定する単位数が異なっています。食事提供体制加算は1区分で1日30単位を、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は1月の所定単位の

5.2% (指定障害者施設は 6.9%) を、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)は 1 月の所定単位の 3.8% (指定障害者施設は 5.0%) を、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は 1 月の所定単位の 2.1% (指定障害者施設は 2.8%) を、介護職員処遇改善特別加算は 1 月の所定単位の 0.7% (指定障害者施設は 0.9%) を、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は 1 月の所定単位の 2.0% (指定障害者施設は 1.9%) を、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)は 1 月の所定単位の 1.7% (指定障害者施設は 1.9%) を算定します。

2) 「生活訓練サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)の加算項目」と同じ加算項目

加算項目		算定要件等		報酬	
欠席時対応加算		利用予定日に急病等で利用中止時に、連絡調整と状況を記録し、相談援助等を行った場合		+ 94 単位/日 (月 4 回)	
利用者負担上限額管理加算		利用者負担額合計額の管理を行った場合		+ 150 単位/月	
送迎加算	I	① 1 回の送迎に平均 10 人以上利用し、かつ、② 週 3 回以上の送迎実施の要件を満たす場合	同一敷地内の場合	+ 21 単位/片道	
	II	① 又は②のどちらかを満たす場合	+ 所定単位数×70%	+ 10 単位/片道	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	I	利用者が障害福祉サービスの体験利用を行った場合	地域生活支援拠点等の場合 + 50 単位	初日から 5 日目まで	+ 500 単位/日
	II			6 日目から 15 日目まで	+ 250 単位/日
社会生活支援特別加算		精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援		+ 480 単位/日	

欠席時対応加算、利用者負担上限管理加算、送迎加算、障害福祉サービスの体験利用支援加算、社会生活支援特別加算を就労継続支援 A 型サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「生活訓練サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)共通の加算項目」(41 ページ～45 ページ)を参照ください。

3) 「就労移行支援サービス費(Ⅰ)特有の加算項目」と同じ加算項目

加算項目		算定要件等		報酬
訪問支援特別加算	(1)	連続 5 日間利用がなかった場合に、就労移行支援従事者が就労移行支援計画等に基づき居宅を訪問し、利用に係る相談援助等を行った場合 (月 2 回限度)	所要時間 1 時間未満	+ 187 単位/回
	(2)		所要時間 1 時間以上	+ 280 単位/回
在宅時生活支援サービス加算		在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援を受けている同一時間帯に生活支援に関する支援が必要であり、生活支援に関する支援を当該サービス提供事業所の負担において提供した場合		+ 300 単位/日

訪問支援特別加算、在宅時生活支援サービス加算を就労継続支援 B 型サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「就労移行支援サービス費特有の加算項目」(54 ページ～56 ページ)を参照ください。

4) 「就労継続支援 A 型サービス費特有の加算項目」と同じ加算項目

加算項目		算定要件等		報酬
重度者支援体制加算	I	障害基礎年金 1 級受給者が利用者の 50% 以上の場合	(1) 定員 20 人以下	+ 56 単位/日
			(2) 定員 21 人以上 40 人以下	+ 50 単位/日
			(3) 定員 41 人以上 60 人以下	+ 47 単位/日
			(4) 定員 61 人以上 80 人以下	+ 46 単位/日
			(5) 定員 81 人以上	+ 45 単位/日

重度者 支援体制加算	Ⅱ	障害基礎年金 1 級受給者が 利用者の 25%以上の場合	(1) 定員 20 人以下	+28 単位/日	
			(2) 定員 21 人以上 40 人以下	+25 単位/日	
			(3) 定員 41 人以上 60 人以下	+24 単位/日	
			(4) 定員 61 人以上 80 人以下	+23 単位/日	
			(5) 定員 81 人以上	+22 単位/日	
施設外就労加算	施設外の一般事務所等で訓練を行った場合			+100 単位/日	
就労移行支援 体制加算	Ⅰ	就労継続支援 A 型 サービス費 (Ⅰ) 算定事業所 【7.5 : 1】	就労継続支援 A 型 (B 型)を受けた後就 労し、6 月以上就労 継続している者 (就 労定着者) がいる場 合、右記の定員規模 に応じた所定単位数 に就労定着者の数を 乗じて得た単位数を 加算	(1) 定員 20 人以下	+42 単位/日
				(2) 定員 21 人以上 40 人以下	+18 単位/日
				(3) 定員 41 人以上 60 人以下	+10 単位/日
				(4) 定員 61 人以上 80 人以下	+7 単位/日
				(5) 定員 81 人以上	+6 単位/日
	Ⅱ	就労継続支援 A 型 サービス費 (Ⅱ) 算定事業所 【10 : 1】	就労継続支援 A 型 (B 型)を受けた後就 労し、6 月以上就労 継続している者 (就 労定着者) がいる場 合、右記の定員規模 に応じた所定単位数 に就労定着者の数を 乗じて得た単位数を 加算	(1) 定員 20 人以下	+39 単位/日
				(2) 定員 21 人以上 40 人以下	+17 単位/日
				(3) 定員 41 人以上 60 人以下	+9 単位/日
				(4) 定員 61 人以上 80 人以下	+7 単位/日
				(5) 定員 81 人以上	+5 単位/日

重度者支援体制加算、施設外就労加算、就労移行支援体制加算を労継続支援 B 型サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「就労継続支援サービス費特有の加算項目」(61 ページ～63 ページ)を参照ください。

5. 就労定着支援事業 (平成30年度改定で新設)

利用者	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行し、就労を継続している期間が6月に達した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者
サービス内容	○ 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施 (利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月 1 回以上は障害者との対面支援を行う加えて、月 1 回以上は企業訪問を行うよう努める) ○ 利用期間は 3 年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。
職員配置基準	○就労定着支援員：常勤換算方法で、利用者数の40：1以上 ○サービス管理責任者：1人以上、利用者数が60人を超えた場合は40人増すごとに1人増 ※ 就労定着支援と生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を一体的に運営している場合は、それぞれの利用者の合計数に応じて配置
設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室等の運営に必要な設備

(1) 利用者

利用者は、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行し、就労を継続している期間が6月に達した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者となります。

(2) サービス内容

支援内容としては、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

なお、利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行うことが算定要件となっています。利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐこととなります。

(3) 職員配置基準と設備基準

1) サービス管理責任者

1人以上は常勤で、利用者数（前年度の平均値、新規の場合は推定数）が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人加えた人数以上を配置することが必要となります。

2) 就労定着支援員

指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法により利用者数を40で除した数以上を配置することが必要となります。

3) 設備基準

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な備品等を備えることが必要となります。

(4) 就労定着支援サービス費

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスとして「就労定着支援」の報酬が平成30年度改定で新設されました。

就労定着支援は、利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に実施するものであることから、就労定着支援サービス費の基本報酬は月額とし、包括的にサービスを評価する体系となっており、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者の職場定着を促進するため、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じて基本報酬を算定する仕組みとなっています。

対象者となる利用者との対面による支援を月1回以上行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じた以下の報酬を算定することができます。

就労定着支援サービス費		利用定員		
		20人以下	21人以上40人以下	41人以上
就 労 定 着 率	(1) 9割以上	3,215単位/月	2,572単位/月	2,411単位/月
	(2) 8割以上9割未満	2,652単位/月	2,122単位/月	1,989単位/月
	(3) 7割以上8割未満	2,130単位/月	1,704単位/月	1,597単位/月
	(4) 5割以上7割未満	1,607単位/月	1,286単位/月	1,206単位/月
	(5) 3割以上5割未満	1,366単位/月	1,093単位/月	1,025単位/月
	(6) 1割以上3割未満	1,206単位/月	964単位/月	904単位/月
	(7) 1割未満	1,045単位/月	836単位/月	784単位/月

(2) 就労定着支援サービス費の減算項目

就労定着支援サービス費	①又は②	
	①サービス提供職員欠如減算	所定単位数×70% ^{※1} (50%) ^{※2}
	②サービス管理責任者欠如減算	所定単位数×70% ^{※3} (50%) ^{※4}
	個別支援計画(就労移行支援計画)未作成減算	所定単位数×70% ^{※1} (50%) ^{※2}

※1 減算が適用される月から2月目まで

※2 減算が適用される3月目以降

※3 減算が適用される月から4月目まで

※4 減算が適用される5月目以降

生活訓練サービス費と同様に、サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画(就労定着支援計画)未作成減算が設定されていますので、詳細な内容については生活訓練サービス費の減算項目（33 ページ～35 ページ）を参照ください。

(3) 就労定着支援サービス費の加算

加算項目	算定要件等	報酬
特別地域加算	中山間地域等に居住する利用者を支援した場合	+ 240単位/月
企業連携等調整特別加算	就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年以内	+ 240単位/月
初期加算	就労移行支援事業所等以外の就労移行支援事業所等を利用して一般就労した障害者の職場定着のための支援を行う場合に、新規に就労移行定着支援計画を作成し就労定着支援を行った場合	+ 900単位/月 (1回限り)
就労定着実績体制加算	過去6年間に於いて指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が前年度において7割以上の指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合	+ 300単位/月
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	障害者の職場定着をより促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している場合	+ 120単位/月
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算	+ 150単位/回

1) 特別地域加算

中山間地域等に居住する利用者への支援については、移動コストが勘案され、平成30年度改定で特別地域加算が設定されました。

「別に厚生労働大臣が定める地域」（51ページ参照）に居住している利用者の居宅若しくは別に厚生労働大臣が定める地域に所在する利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合は、「特別地域加算」として、1月240単位を加算することができます。

2) 企業連携等調整特別加算（平成30年度改定で新設）

支援開始1年目は障害者本人に対する支援回数も頻回になると考えられるとともに、就職先企業、医療機関等の関係機関との関係性を構築するなど、時間や労力を要することから、平成30年度改定では、支援開始1年以内の利用者に対する支援の手間を評価する「企業連携等調整特別加算」が新設されました。就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り、1月240単位を加算することができます。

3) 初期加算

平成30年度改定では、アセスメントを要する利用者を受け入れた場合を評価する「初期加算」が設定されました。生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援と一体的に運営される就労定着支援事業所で、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメント等に時間や労力を要することから、サービス利用月に1回に限り900単位を加算することができます。

なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、アセスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、初期加算を算定することはできません。

4) 就労定着実績体制加算（平成30年度改定で新設）

平成30年度改定では、利用期間終了後の就労定着実績に応じた評価として「就労定着実績体制加算」が新設されました。

過去6年間に於いて指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が前年度において7割以上として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、月に300単位を加算することができます。

5) 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算（平成30年度改定で新設）

平成30年度改定では、障害者の職場定着をより促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している事業所を評価する「職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算」が新設されました。

「別に厚生労働大臣が定める研修」を修了した者を就労定着支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合は、1月120単位を加算することができます。

「厚生労働大臣が定める研修」とは、以下の通りとなります。

- ア 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科（平成 10 年度までの間実施していた視覚障害生活訓練専門職員養成課程を含む。）
- イ 「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」（平成 13 年 3 月 30 日付け障発第 141 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修
- ウ 廃止前の「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」（平成 6 年 7 月 27 日付け社援更第 192 号厚生省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修
- エ 廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」（昭和 47 年 7 月 6 日付け社更第 107 号厚生省社会・援護局長）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修
- オ その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修

6) 利用者負担上限額管理加算

平成30年度改定では、利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する「利用者負担上限管理加算」が設定されました。

指定就労定着支援事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合は、月に150単位を加算することができます。